

第九章 提言

9.1 総括的提言

友誼農場地域には、前章までに述べた通り、自然環境並びに賦存する資源に夫々制約はあるが、最新の科学技術と合理的開発投資により更なる発展を期待できる大きな開発のポテンシャルがある。これまで、友誼農場は長い開墾の歴史の中で、国の範たる国营農場として多大の開発成果を挙げている。友誼農場の今後の課題は、過去の体制と経済的背景から早く抜け出し、国营農場の理想的な「社会主義民主経営」の体制を確立することにある。

農場経営の基本となる農業生産は、末端基盤整備事業の推進と耕種法の改善、機動力の効率化、農産物の付加価値生産並びにこれら技術的対策に立脚した農業従事者の生産意欲の昂揚が一体となってはじめて増産・安定が可能となる。技術分野に於ける各種改善対策は、第六及び第七章で実証した通り、技術的に目標達成が可能であり、経済性並びに財政的にも事業の妥当性が評価できる範囲にある。また、本農場の開発は、黒龍江省農墾区国营農場全てに適用できるモデル事業または規範と成り得る性格を持つ。従って、本開発調査の結論として、ここに提案した各種開発計画の早期事業化を強く提言する。

なお、前章の事業評価で指摘した通り、農産物の価格に対し、農業機械、生産資材、生産基盤整備に係わる建設費用等は、いずれも近年の企業に対する独立採算制の適用と市場経済の運用の中で物価高騰の直接的影響を受け高くなっており、農業生産の収益性を異常に圧迫している。他方、現在施行されている諸制度並びに農業政策に於ても、国营農場の開発と経営の近代化に対し、必ずしも有効に機能しておらず、結果として国营農場の財政環境を内部的にも外部的にも厳しくしているのが実情である。今後、本計画事業、更には農墾区の開発を進め農業総合生産力の活性化を図るに当たっては、農場経営並びに農業生産従事者夫々により大きなインセンティブを与える意味で、「農産物価格の引上げ」または「生産資材単価に対する補助」、「建設資金の助成」または「返済金利の優遇措置」等制度の改善を図るよう提言する。農村インフラ整備事業についても、本来、公共事業としての性格が強い幹線道路、上下水道施設整備等は、受益者と自治体／国家の負担を明確にし、かつ、受益者負担を軽減する措置が取られるべきである。

各種開発計画の事業化に当たり、特に、事業実施体制の確立、開発事業の円滑な運営を支援する各種制度の制定または改善強化等並びに農業経営体制の改善と合理化、農業従事者の教育・指導の強化徹底等が必要となる。これらについて、以下、順を追って提言／提案を行う。

9.2 計画事業実施に係わる提言

(1) 農政改革の歴史的経緯

国及び地域の農業が安定的であり、かつ、発展的であるためには、「農産物の需要と供給のバランスの安定化」と「農業生産を担う農業生産者（農業経営）の経済的安定とその自主・自律性の強化」が最も基本となる施策である。農政は、正にこれら二

つの施策を如何に公正かつ適正に導くかにある。

中国の場合、これまでの計画経済下では、これら二つの施策を計画的に運用し、一応の安定を保持してきた。特に、農業経営は、集団化と大規模化の手段（人民公社及び国営農場の経営）を持ってコントロールされ相応の成果を上げたと評価できる。しかしながら、こうした施策は、目標に対し真っ直ぐな方向性を示したが、反面、労働生産性（農民の生産意欲の昂揚）が伴わず相対的に生産が伸び悩むと言うジレンマに直面してしまった。

1979年以来進められた改革・開放政策とこれに続く社会主義市場経済の導入は、これまでの急激な社会主義化や政治優先主義を改め、農民の物質的利益と民主的権利にも配慮する政策として、(1)人民公社・生産隊の自主権の尊重、(2)自由市場、自留地、家内副業の復活、(3)農業投融资の増大、(4)農産物買付価格の引き上げ、(5)農業税の減免、(6)労働管理・分配制度の改革が進められた。これらの中で「労働・分配の改革」こそが農民の生産意欲の昂揚し人民公社の解体に繋がった新農政の最大の狙いとするものであった。

(2) 将来の課題

人民公社の解体が進み社会主義市場経済が進展し、農戸による請負制が定着化して行く中で、これからの農政の問題は、上記の施策を如何に公正かつ適正に導くかにある。特に、二大要素となる「農業経営の経済的安定」と「農業従事者の自主・自律性の強化」は、社会主義市場経済が確固たる制度の上に定着するまでは、かなりの困難を伴うものと考えられる。

(3) 農墾区国営農場の制度的目標

一方、農墾区の国営農場は、上記の中国農業が辿っている経緯と趨勢の中にあって徐々にではあるが内部変革を進めて来ている。しかし、農墾区の国営農場は、その生い立ちと地域的特性、また、組織・制度上の違いから人民公社とは異なった改革を試みようとしている。即ち、この改革は、「人民公社の解体と農戸による請負制」ではなく、国営農場を存続させ、一定の集合の共同による生産活動を維持したまま、生産の合理化と市場経済に対応した生産構造を創設しようとするものである。

(4) 農墾区国営農場の主要な問題点と解決策

国営農場の経営上の問題点の中で最も基本的な事項は、「農場債務が累積していく経済構造」と「生産拡大と多様化に繋がりにくい農場内経済の不活性」ではなかろうか。債務の累積の原因は幾つか考えられるが、最も大きな要因は、現在の農場が「経済活動だけでなく行政活動の責を負っている」、「農場が生活と生産双方の場をもつ共同体であり、従って、自給自足を前提とした自己完結型経済に起因した農場内の不経済を抱えている」加えて「農業（一次加工を含む）の生産性と生産物価格の伸びが他の産業に比較し相対的に低い処にあり、この較差を埋める確固とした制度がない」等にある。また、経済の不活性は、「メンタルな部分も含めた共同体の構造的宿命」

ではあるが、同時に国営農場では「生産単位のマクロ化、分業化」や「借入金と負担金の重さに反しこれらの返済義務が曖昧となっている」状況が要因であり、かつ、不活性を助長している原因と見られる。

この解決策の第一は、まず末端の生産単位の債務の累積が、その経営努力が検証できないほどに累積する現在の経済構造を改める事にある。即ち、現在の農場経営経費の内、何処までを公共事業として支弁し、何処までを末端生産単位の私経済で賄うか、その仕分けを明確にし、「末端生産単位の経営努力の多少」が常に「収益の多少」につながる体制を創り出す事にある。第二は、生産単位の土地の使用権、農機具の使用権、農墾区内での販売と購入の自由等の制度を確立し、利潤を自己の拡大再生産に向かわせる意欲の啓蒙とその指導にある。これらの制度を確立することにより、「末端生産単位の活性化」が起こり、「生産の拡大と多様化」が進み、結果として「農場の生産性の向上」が成り「末端生産単位（加工工場、生産隊、商店、建築隊、運輸隊而して農戸）の経済的安定」と「それらの自主・自律性の強化」の達成が可能となる。

(5) 農墾区黒龍江省総局の農政上の役割と手段

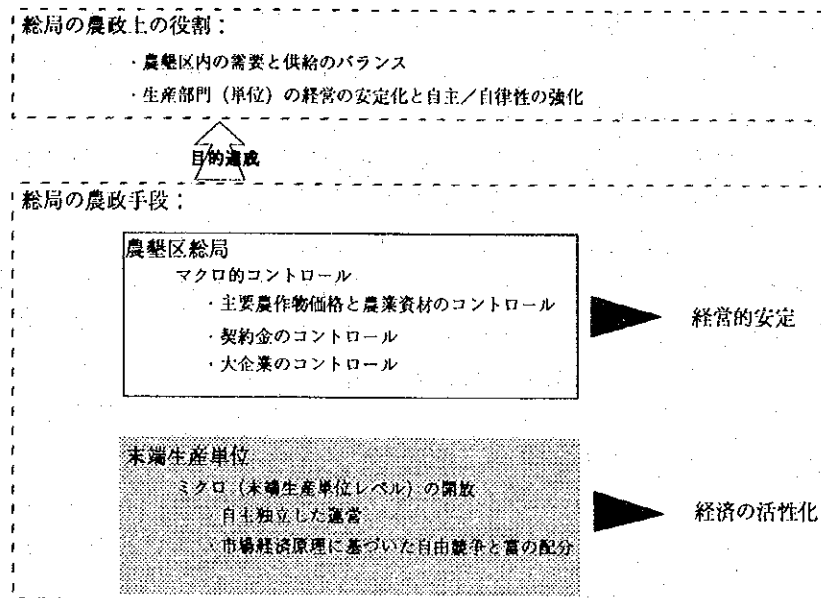
「国営農場制を堅持したまま改革を進める」と言う前提に立てば、黒龍江省国営農場総局は、まず公的機関として管理下の農政問題を解決しなければならない。而して農場総局の農政上の役割は、(1)農墾区内の需要と供給のバランスの安定化を図り、(2)これを担う末端生産単位の農業経営の経済的安定とその自主・自律性の強化を図る事にあると考える。現在、政策の基本として掲げられている「社会主義市場経済」とは、マクロ的に「資源配置のコントロール」であり、ミクロ的には「市場経済原理に基づき開放」であると考えられる。

以上の理解に立つ「マクロ的コントロール」とは、主として以下を対象とするものと考えられる。

- 1) 農作物と農業資材価格の調整／管理
- 2) 末端生産単位の契約金（負担金）の管理
- 3) 大企業等の監理／指導

末端生産単位の活性化を図るためのミクロ的な開放の理念としては、以下の事項が該当する。

- 1) 自主独立した運営権
- 2) 市場経済原理に基づいた自由競争と富の配分



総局の役割と手段

社会主義市場経済では、「政府統制と市場はどのように結びつくべきものなのか」、「国家は市場にどのように関与すべきなのか」、「政府は企業活動にどこまで関わるべきか」等、これら疑問に答える指針はまだ明確に示されていない。本来主要企業の殆どが国有企業である事からも分かるように、中国では公的機関のビジネス上での公私の区別が付け難い体制にある。経済改革が進むにつれて幅広い範囲でビジネスチャンスが広がり、政府を始めあらゆるレベルの公的機関が新たなビジネス分野へ進出している。この結果、公的機関が直接的、間接的にビジネスに関与する度合を増し、恣意的な形で権力と市場が結びつく可能性を生じさせている。これを放置すれば、今後の経済発展や改革の試みにとって、長期的にはきわめて悪い結果をもたらすであろう。

以上は、農墾区の国営農場についても同様であり、公共的業務と企業的業務の正しいあり方を規定する明確な定義と規制/制度の導入が何よりも求められる。

9.3 実施体制と諸制度

(1) 計画事業の実施体制

以上に述べた通り、現行の社会主義市場経済政策の下で、生産並びに経済活動の多角化と多様化を目指した国営農場の農業総合開発事業を進めるには、農場総局以下、管理局、国営農場夫々の管理機構の中に新たに「新規開発のための管理機構とこれを運用する諸制度」の確立が必要となる。特に、現行の施策では、債務の責任が直接開発受益者に付加されるので、開発資金として外資を導入する場合、管理局及び国営農場には、現在、これに対応する機能が無い。また、開発に伴う新規技術の導入についても同様の状況である。従って、これら資金の運用と技術体系の確立には、農場総局の機能を一部拡充強化し(例えば、「開発事業運営協議会」等の設立)監理・指導の体制を確立する。また、管理局及び農場には、夫々技術と財政の管理機能を持つ「開発事業実施部門」を既存の組織体系と緊密に結びつく形で創設し、以上の農場総局の機構の監理・指導下で活動する体制を提言する。

(2) 制度の確立と権利・義務の強化

以上の実施体制を円滑に機能させる運用規範として、開発資金の財務管理、債務の責任と資金の償還義務に係わる制度を確立する必要がある。現行の関連する以下の諸制度についても、より機能的に改善／強化する必要がある。

1) 公共事業の範囲と受益者負担割合の制度化

現在、農墾区内の事業は、殆ど農場総局が計画し、実施は計画の内容により総局—管理局—農場の各段階で行われる。しかし、その予算措置には一定の制度がある訳ではなく、総局、管理局或いは農場の負担割合は、その都度実状に応じ話し合いで処理されている。また、これら事業に対する国からの補助についても同じ状況にある。過去の体制では、この制度は社会の公平を帰する方法であったが、市場経済の導入が進めば、この制度は、管理や運営に曖昧さを生む原因となり、各農場の運営努力も正しく評価されない危惧を生ずる。特に、経済優先の新たな価値観が生まれれば、制度の曖昧さは不正を生む原因ともなりかねない。

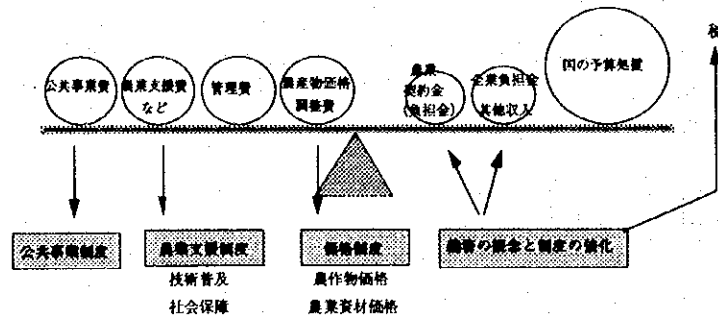
市場経済が進めば進むほど、また、生産単位の独立性が強化されるほど、公共と私有の明確な区分けが必要となる。従って公共事業とその範囲を明文化した制度が必要となる。また、これらの運用に伴う受益者負担割合も適正に評価し制度化する必要がある。

2) 生産部門の経営的安定が図れるような価格制度と農業支援制度の確立

これまで、主要農作物と農業資材の価格制度は、国が一元的に行って来っていたが、最近、市場経済の進捗に伴い段階的であるが市場価格が適宜適用されている。しかし、農墾区内の生産部門の経営的安定を図るには、農墾区内に於ても国营農場の特異性を考慮して独自の対策処置が必要と感じる。また、農業支援制度（農業教育、技術普及、金融、保険等）は、農墾区国营農場の組織の中で農場総局を中心に農場の末端まで実施されているが、最近の農戸による個体請負制の拡大等を考慮すると、農業支援制度の再編・強化が必要である。

3) 債務、契約、負担金、税等に係わる義務の観念と制度の強化

以上に述べた諸提言は、一見、末端生産単位の経済的安定と活性化を生じさせるがために、現在の制度を緩め末端生産単体に多くの権益を与えるものの如く見受けられるかも知れない。しかしながら、本来権益が増えれば、それに比例して義務も強化されねばならない。現在の制度下では、農場から末端の農戸に至るまで、夫々の借入金や負担金に対する義務が曖昧であり、それが為に多額の累積債務を残した。またそれが許される社会制度でもあった。しかし市場経済が進めば進むほど、義務の履行は強化されねばならず、義務の履行なくしては社会制度が保てないと知るべきであろう。その意味で、農場と末端生産単位が結ぶ契約の履行や国税の納付を実行させる強固な施策が施されるべきであり、時には銀行に対する借入金の返済が末端生産単位の破産を意味する場合でも履行されねばならない。



制度の確立と権利・義務の強化

以上の他、恒常的な権利として土地の使用権、大型機械の使用権、正当な利益の分配等の保障が必要となる。

9.4 技術的事項

開発事業実施に係わる技術的な事項としては、既に、第六章の各開発の基本構想の項で適宜提言／提案を行ってきた通りである。従って、本項では、事業実施に於て早急に必要となる事項を要約的に指摘し、それらの対策を提言することとしたい。

- 1) 第1、第3、第7、第8分場及び林場内の耕地の一部は、丘陵地の傾斜部にあり、土壤侵食の阻害要因を持つ4等地以下の級位に当たる。これらの耕地は、将来、立地条件に合った適正な土地利用が必要であり、地目転換を提言する。
- 2) 栽培技術、特に経済作物と个体請負農戸（家庭農場）に対する栽培技術普及の体制は、まだ不十分である。友誼農場では一部を除き水稲の作業体系がまだ確立されてなく、直播栽培に依存している面積も多いが、初期成育の安定と冷害対策の観点から移植法を普及徹底することを提言する。なお、新しい技術の導入を図るには、農業支援組織の強化・整備並びに新しい技術を受け入れる農場職員の技術訓練が必要である。
- 3) 畜産開発事業では、畜産を全て農戸個人の専業として経営することを提案している。将来、これら畜産開発を進める上で振興対策の一環として、「肥育素畜の適正取引機構」を創設し、畜産専業農家が自由に取引に参加できる「肥育素畜市場」の開設を提言する。また、肉畜の取引は、現状の生体重主体では、消費者や加工業者の要求に応じた良質な畜肉の生産が期待でき難い。従って、今後の畜産物市場への対応措置として、「取引制度の合理化」、即ち、新たに「枝肉の規格」と「規格毎の標準価格」を設定する必要がある。枝肉の規格の設定は、不経済な過剰飼育を防止する意味に於ても重要な課題である。

- 4) 乳牛の改良は、人工授精のみでなく「優良基礎牝牛の導入」による改良とともに、「血統登録と能力検定」を実施し資質を高める様提言する。
肉豚については、種豚場が優良品種の供給を実施しているが、今後、飼養頭数の増加に伴い種豚場の拡充・強化と飼養管理技術指導の徹底が必要となる。
現在飼養されている黄牛は、長年の品種交雑により均質性に欠け、産肉能力に於ても低い状況となっている。これら肉牛の効果的、経済的増産を進めるには、早急に黄牛の資質向上を図る必要がある。黄牛の資質の改善には、施設規模、技術の集約並びに財務予算規模の点から農場単独で取り組める事業ではない。肉牛の品質改善は、現行の長期経済開発計画で構想している畜産開発の最重要課題である。従って、省または国の試験研究機関が中心となり、早急に事業化するよう提言する。
- 5) 防疫、人工授精については、ある程度の体制ができています。これらサービスの徹底を期す上で最も重要な機動力と通信施設の拡充・整備が必要である。また、資質の向上に欠かせない血統登録と能力検定を含めた飼養管理技術指導についても、今後の改善強化が重要な課題である。
- 6) 水産開発計画では、種苗生産センターを新規に創設し、当地域の養魚生産に適合する品種の改良を含め親魚の越冬管理を構想している。これらの目的並びに大量の種苗生産を効率的に行う施設環境として、現在第八分場内にある火力発電所（管轄は東北電力局）の温排水がある。農場並びに関係部署には、この温排水の扱いについて協議し、是非その有効利用を図るよう提言する。
- 7) 現在、友誼農場・第八分場の飼料工場で養魚飼料が一部生産されているが、飼料の配合組成、品質等に改善余地を多く残している。また、今後、養魚を発展させるには、飼料価格の低廉化も必要である。現在、外部から購入している魚粉を極力抑え、畜産廃棄物、ビール工場の発酵残渣等を有効に取り入れ、地域の飼養環境に適合し、かつ、飼育効率の高い飼料の配合組成を開発する必要がある。
- 8) 現在、養魚戸に対する養殖技術の指導は、畜牧科・水産技術指導站が担当しているが、技術者が一名のみで、十分な指導が行える状態にない。将来、養魚池の放養密度を増加する等集約的な飼養法を導入・普及するに当たり、予想される病・虫害の発生防除対策が必要となる。また、単位面積当たりの生産量を向上させるための技術普及と養魚戸の訓練等の徹底も必要である。更に、現状の如き個人独自の経営体制では、いづれ近い将来、生産の拡大及び市場競争力に行き詰まり、市場経済の中で経営が困難に陥る危惧を感ずる。従って、養魚水産を振興するに当たり、養殖種苗、飼料、養殖用資機材等の共同購入並びに生産物の計画的な共同出荷体制が取れるよう、互助組織の体制を確立するよう提言する。
- 9) 農産加工計画は、農場地域内の自給需要と自由販売が可能な余剰商品化食糧作物の付加価値生産を目指し、農場で生産される食糧作物の一次加工を中心に整備拡充が

構想されている。二次・三次加工、即ち、食品等の商品化生産工場の新規開発には、農場の原料生産量から食肉加工（特にビーフジャーキー、ハム、ベーコン等）及び乳製品（バター、チーズ、乳酸飲料等）にポテンシャルがあるが、これらの市場ニーズには、まだ不確定要素が大きい。また、市場に対し遠距離にある立地条件を考慮すると現段階では事業着手には、まだ、時期的に早い状況にある。これらの開発は、将来、隣国ロシアの市場と経済環境が安定した段階で農墾区全体の計画として地の利を活かし、企業化を進めるのが理想である。

- 10) その他農産物については、増産に伴う相当量の余剰（自由販売可能量）が期待できる。本計画では、取敢ず既存の施設の操業の範囲でこれら余剰産物の加工処理を行い、可能な限り付加価値生産を進めるが、残余分の加工については、既に、都市を中心とした消費地に於ても大型の農産加工工場が操業しており、原料の需要が大きい現況並びに市場経済への移行の過程に於ける加工製品の市場流通構造にも、現在の農産物輸出政策上の扱いや二次・三次加工業に於ける需要を含め、まだ、不確定要素が多々ある状況である。従って、各農場の農産加工業の振興には、将来、かかる市場の動向を確認した上で、既存施設の更新と併せ段階的な開発を進めるよう提言したい。また、本来的に、農産加工は工場企業として独立的に経営を行い採算ベースで操業すべきである。従って、これら加工業の開発には、農墾区全体で原料生産／集荷体制と市場交易の立地性を十分に考慮し、大規模工場を重点的に建設する方向で進めるよう提言する。

9.5 施設維持管理体制

現在、各農場の基本インフラ施設並びに農業生産基盤施設、特に、灌漑排水施設、農道等の維持管理は資金不足のため殆ど行われていないのが実情である。

今後、計画開発事業の実施に当たっては、建設資金の償還を含め施設の維持管理費を積立、適正に維持管理及び補修の出来る体制を創設するよう提言する。施設の維持管理の実務については、既存の建設企業体を再編し、機能的な請負制を制度化してこの任に当たる体制とする。なお、これらの制度化には、先に提案した事業実施管理組織を事業実施後も引き続き維持管理事業の管理機能として活かし機能的に運用するよう提案する。

9.6 農場経営と管理体制

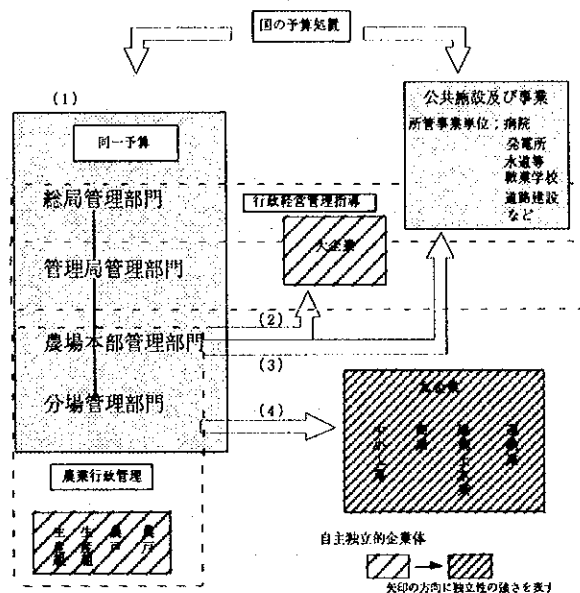
(1) 国営農場の経営体制の改革

国営農場の経営に関する論点の一つは「工業、商業等の企業体を農場から分離独立させる（調査団の提案）」と「現行の国営農場に於ける企業改革の思想は、国営農場の多角化経営（農、工、商）を確立する方針に立っている（農場総局側の見解）」にある。後者の思想は、既存の農場企業体を農場の経営管理下で独立採算制を強化し、相対的な農場収益の増強を図るところに視点が置かれている。双方の意見の最大の隔たりは、総局—管理局—農場の管理組織と生産単位のあり方、即ち、経営体制に関する

る意見の違いにあると言える。

経営体制に関する前者の基本は、既に第六章・(9)項の農場経営の基本的戦略で述べられている通り、「行政部門と生産部門を明確に分化し、行政部門の業務を直接農場総局が国からの予算で管理運営する。事業単位の中で現在運営されている「公共性の強い事業（病院、職業学校、電力所等）」も農場総局の直轄または省（地方行政）組織の直系列の中へ移管する」考え方を提案したものである。この提案の趣旨は、市場経済下に於ける「行政の役割（公共を奉仕）」と「企業の役割（利潤の追及）」は、相対峙するものであり、これを分離する事で企業は、はじめて自由な活動を行うことができる。また、行政部門を国の予算で完全に行うことによって、国営農場の負担を軽減することができる点にある。即ち、行政部門と生産部門を明確に分化することは、組織上の守備範囲だけではなく、一歩進めて行政管理と経営管理を分離する点にある。農場総局側が「既存の農場内の生産単位（企業、生産隊）は、農場の経営管理下で独立採算制の強化を図りたい」とする基本的考え方で、真に生産単位の活性化と独立採算制を望むのであれば、農場の管理部門は、行政管理に徹し、経営管理は行うべきではない。また、これら管理業務上の仕分けと財政上の仕分けを明確にして置く事が大切である。具体的な提言としては、以下の体制を創るのが、最も理想的と考える。

- 1) 農場総局—管理局—農場—分場を縦系列で一本化した行政機構とし、仕事上も予算上も生産部門とは完全に分離する。
- 2) 規模の大きな企業は、農場から分離し管理局或いは農場総局の直接管轄へ移す。
- 3) 公共施設及び公共事業は、農場総局或いは省の管轄とする。
- 4) 農場内の中小企業、商業、建築土木業、運輸業に対しては、行政管理だけを行い、私企業化する。以上の考え方は、図示すると概ね以下の通りである。



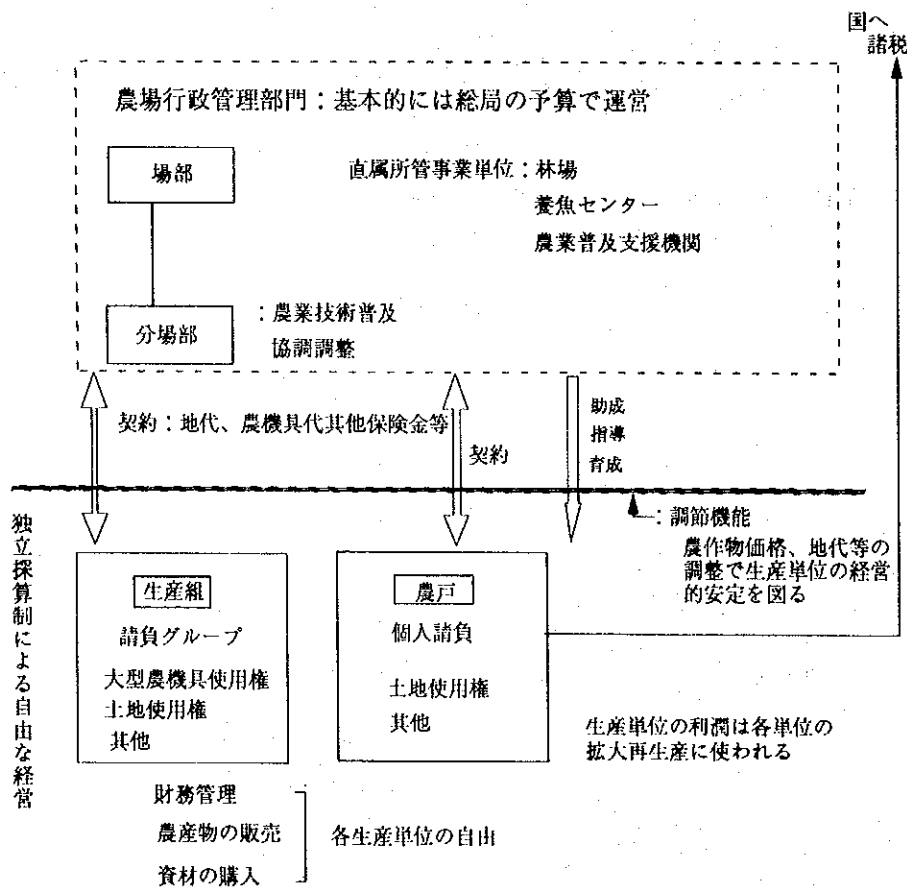
農墾区の経営体制の改革

(2) 農場内農業部門の経営体制の改革

農場総局は、現行の8・5計画の中で経済体制改革の一つとして家庭農場や各種請負生産単位に係わる5大管理制度（契約、土地使用、農業機械使用、農産物の販売扱い、請負生産の財務管理）の整備確立を構想している。この構想は、計画事業の実施に当たり極めて重要であるので、以下の事項を補足的に提言したい。

- 1) 土地使用権、農業機械使用権は使用者の優先権と商品化を認め農場との契約で保証する。
- 2) 各生産単位の財務管理は自由とする。
- 3) 農産物の販売、資材購入は農墾区内原則自由とする。
- 4) 生産単位の負担は地代、農機具代、各種社会保証制度の納付金は農場との契約形式とする。

以上の他、農場経営管理の組織上から生産隊を完全に解体する。分場は、農場の行政管理の末端機構とし、職員は、農場総局の雇用する職員とする。職務は、農業の技術普及を仕事の中心に据え、生産に係わる便宜供与の協調調整を農場の監理下で行う。分場独自の経済活動は行わない。



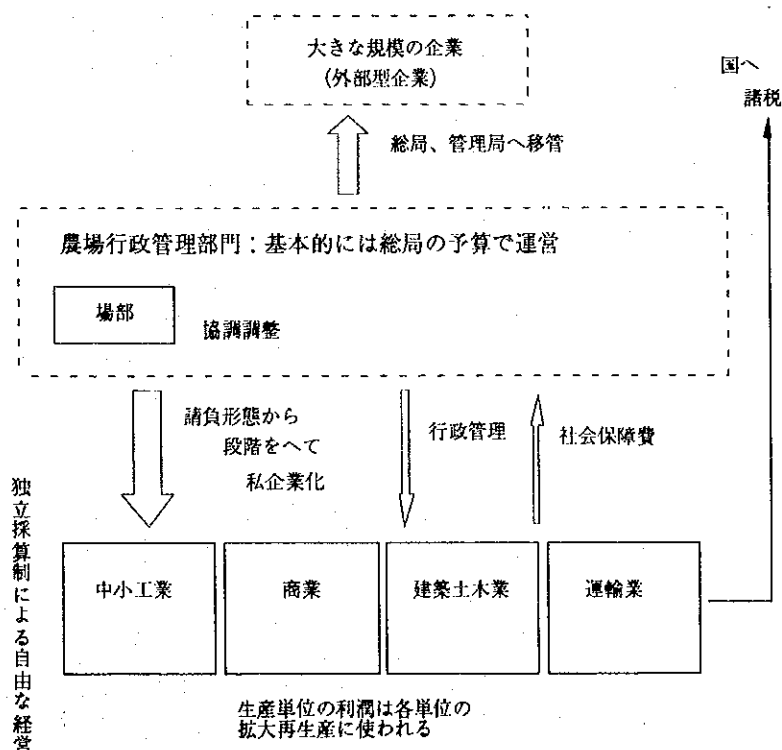
農場内農業部門の経営体制の改革

(3) 企業経営の合理化と企業構造の改善

農場内にある工業、商業、建築業、運輸業関係の企業は、性格的に次の二つのグループに分けて管理する事を提案する。

一つは「自己完結型の企業」を指すもので、主に中小の企業であり農場内或いは管理局内で殆ど全ての経済活動を行う。これらの企業は、段階的に私企業化して行くべきであり、必要に応じては農場から完全に切り離し独立経営をさせる。その事によって、個々の企業が市場原理に従い、自由に価格競争して行けば、自然淘汰的に整理統合されて行き、結果として企業の合理化と活性化に結び付く。

他の一つは「大型の企業（外部型）」である。これらの企業は、地域の雇用力を高め、地域の生産資源を活用し、地域の産業を高める牽引役であり、或る意味ではこのような大型企業が将来の農墾区の経済活動を左右する存在である。従って、これらの企業は、農場レベルではなく、管理局あるいは農場総局レベルで管理する体制とする。これら企業の運営は、基本的に独立採算制とするが、新規施設の導入や技術革新などの投資には適時農場総局が支援すると共に、大型企業の廃統合や新規誘致について政策的指導管理を行うことが必要であろう。なお、農場総局にあつては、これら企業について「株式制度」の試行を構想しているが、この制度は、企業資産の商品化と一般民衆の資産運用の多様化と経済の活性化の面で基本的に賛成できる。但し、「株式の商品化」が中途半端となり、単に民衆からの資金の収集を目的に行われる便宜的制度に終わるなら早晩破綻することとなるので、注意を要する。民衆の資金は、基本的に自己の経済活動の拡大再生産に向かわせるのが最も合理的な活性化に繋がるものである。



農場内企業構造の改善

(4) 末端農業生産単位の経営体制

末端農業生産単位については、国営農場の行政組織の枠の中で、最も自由で活発な生産活動が行える組織に再編成することを提案する。組織再編成の主たる留意点は、以下の通りである。

- 1) 既に構築された大型農業機械による農業体系のメリットが十分に活せる規模
- 2) 生産者が自ら経営管理を行なえる妥当な規模
- 3) 経営収支の安定が図れる規模

組織の再編成では、既存の組織形態を解体し、グループ請負（生産組）と農戸による請負形態を基本単位とする。具体的には、以下の構想である。

1) 耕種業（生産組）

生産組（仮称）は、従来の生産隊に於ける農機隊と作物生産の承包組等の組織を解体し、農業機械の適正稼働規模（経済規模）を基本として再編成する。生産組は、耕種に必要な大型農業機械一セットを単位とし、作業効率並びに生産効率が最も合理的な人員をもって管理可能な耕地面積を担当する。生産組の栽培作物は、基幹畑作物を中心に、水田、経済作物を栽培管理するが、国家に上納する作物以外は、組の自由采配とする。生産組は、共同経営体（集体経営）であり、組合員は全員対等である。即ち、組員個々は、農業生産に従事すると同時に共同経営者の一員でもある。従って、作業の役割／分担、運営計画、利益配分等、生産組の運営に係わる一切は、組員全員の話し合いで決め、組員個々が経営を考える体制とする。また、これらの役割・分担は、決して固定したものではない。組員各人は、基本的に定年まで生産組に所属する。

生産組は、経営体として農場との間で契約を結び一定の権利と義務を負う、権利としては、固定的耕地の耕作権、農場所所有の大型農業機械、施設等の使用権等であり、義務は、耕作地使用料、機械施設の使用料、国税、各種社会保険金納付等である。経営体が独自に新たな投資を行う場合は、持ち株制とし投資に見合う配当を受けるものとする。経営は、独立採算を基本とする。経営体の運転資金は、銀行融資、組員の投資で賄う。利益配分は、配当金として全て組内部で分配する。

2) 耕種業（専業農戸）

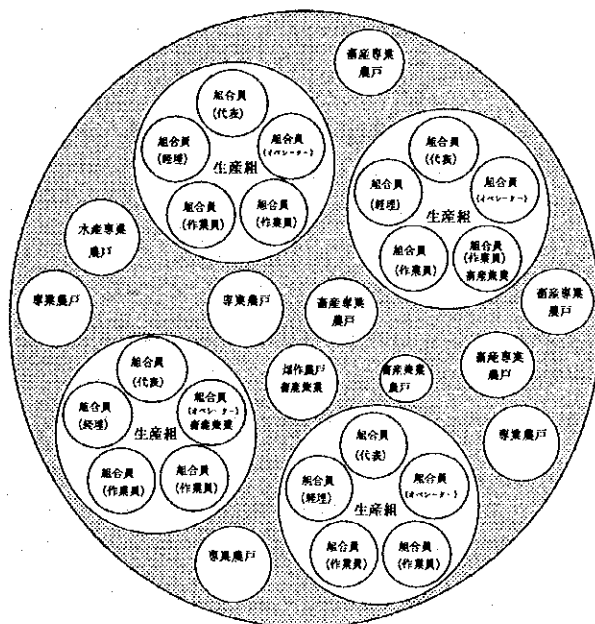
従来の請負農戸（承包戸）は、新たに生産組に参加するか、請負農戸を続けるかを決める。基本的には、請負農戸の能力、労働力、農機具、資金などに応じて判断される。

専業農戸は、一戸宛て経営の採算が取れる適度の耕地面積を担当する。作物は、基幹畑作物、水田、経済作物の幾つかを栽培管理する。農戸は、農場との間で契約を結び一定の権利と義務を負う、権利の範囲は、永続的耕地の耕作権、農場所所有の大型農業機械、施設等の使用権等である。他方、義務は、耕作地の使用料、機械施設の使用料、国税、各種社会保険金等の納付である。経営は、独立採算を基本とす

る。経営体の運転資金は、銀行融資、自己資金などで賄う。

3) 畜産

畜産は、専業農戸を育成し、従来の兼業農戸の形式も認めることとする。経営は、全て自由裁量で行う。家畜は、乳牛、肉牛、豚及び鶏であるが、飼養頭羽数も農戸の自由とする。農戸は、採草地や飼料用耕作地を農場から借地する形式をとる。生産活動に必要な農業機械は、農戸個々が保有するケースまたは機械作業を生産組に有償で依頼するケース等が手立てされる。畜舎等規模の大きな施設は、農場が建設し、農戸が単独またはグループで借用する。その他、一般的な機器等は、基本的に農戸の責任で準備する。



末端農業生産単位

9.7 開発目標と事業資金の調達

(1) 開発目標

友誼農場の開発目標は、西暦2010年を目処に以下の開発を進め、地域住民の所得を都市地域の中産階級の水準以上に求めることとしている。

- 1) 既存耕地の内、低・中位生産圃場の生産基盤整備を行い農業生産の増強と持続的安定を図る。
- 2) 賦存する可耕地の開墾を進め、農業生産と経営規模の拡充を図る。
- 3) 農業生産と歩調を併せ、農業副産物の有機的利用による畜産並びに水産開発を進め、農産物の付加価値生産と収益制の拡大を期待する。
- 4) 既存の農産加工施設を整備・拡充し、余剰農産物の付加価値生産を徹底すると共に、地域の雇用機会の創設に寄与する。

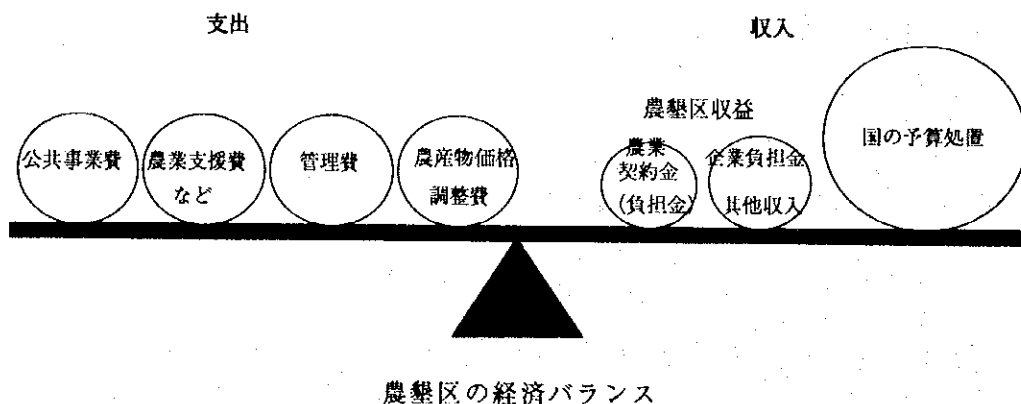
- 5) 農場経営の合理化を進め、国営農場の理想的な社会主義民主経営と経営の財政自立を達成する。
- 6) 農村インフラ施設の改善整備を行い、地域住民の生活環境を整え、近年特に拡大してきている都市との格差是正を図る。

なお、以上の開発は、国の施策に沿って生産単位の独立採算制の確立に重点をおく。従って、開発事業の推進には、経済的に採算を維持できる範囲の投資を原則にする。

(2) 事業資金の調達

農墾区に於ける国営農場の経済的バランスは、財務表から見て農場総局（国）や銀行からの債務が毎年累積し、農場内には、殆ど回収不可能な前貸金、負担金が不良資産となって残っている。事実、各農場では、新たな年度を迎える毎に資金繰りのため再び借入金を増やす悪循環が繰り返されている。他方、現在の政策では、国の歳出軽減のため各国営農場の自主自立が呼びかけられ、同時に、国からの資金も助成金ではなく貸付金とする傾向にある。また、現在の農産物の価格体系では、国営農場の経営収支の改善が極めて困難な状況にある。従って、本計画事業の実施には、農墾区内からの収益だけでは必要な開発資金を確保するのが難しく、相当枠の資金的助成が必要である。特に、公共事業費、農業支援事業費、農作物価格の調整管理に必要な費用等については、当座、国からの全面的予算措置と、この運用に係わる制度化が必要である。また、国営農場の開発には、先に9.2.2項で提言した通り、家畜の資質の改善、市場経済下の農産物流通に即した品質管理の体制の確立と制度化等、農場の行政機能と財政予算では到底取り組めない多くの課題を抱えている。これらについては、早急に国の農政と農業振興の支援事業として取り上げ対策するよう提言する。

更に、本計画事業は、第七章で実証した通り開発の経済効果も高く、財務環境の改善と自立経営が見通せるものである。従って、国家的優先事業として外資の導入を含め開発投資を支援するよう提言する。



9.8 環境保全

- 1) 農薬使用の増加に伴う生態系並びに生活環境に対する悪影響を防止するためには、残留及び毒性農薬に対する使用基準の設定、販売及び使用規制の制度化と管理強化並びに病虫害防除技術の確立と普及を、適宜、適正に対処する必要がある。
- 2) 経済発展に伴う生活排水、工場排水、産業廃棄物及び工場排出ガスの増加による環境への悪影響を防止するには、農場総局、管理局並びに各農場の行政機構の中に管理機能を設け、下水、工場排水及び廃棄物の処理施設の整備、工場排水処理の徹底、排出ガス基準の遵守、また、これらに対する担当者の教育・啓蒙等徹底を図る必要がある。特に、工場排水については、定められた污水排出基準以下まで、濃度を下げて排水する必要がある。また、石炭燃焼による粉塵の排出については、「工業三廃排出試行基準（1973年発布）」に示されている150mg/lit.以下の濃度を基準として対策措置するよう提言する。
- 3) 石炭殻は、一般に強アルカリ性を示し周辺環境に対する汚染力が強い。従って、これらの廃棄物は、廃棄物処理場に適正に貯留し、十分な管理を行う必要がある。他方、石炭殻は、1年以上貯留すると一部は高強度の軽量盛土材として利用も可能になるので、特に軟弱地帯の道路の路体材として利用出来る。石炭殻利用の事例は、日本の一般道路、英国及び米国等の高速道路等に多く見られる。
- 4) 友誼国営農場の東部、第九及び第拾分場の一部地域には、タンチヨウ及びハクチョウの棲息が確認されている。また、生物の多様性を示す広大な湿地が下流域にあるので、本計画で定めた自然保護地域(5,000ha)を貴重種の生息地域とする積極的な施策（水路による水の供給等）を提言する。
- 5) 植林の実施には、白楊樹の単一樹種に特化せず、カラマツ、黒松、カバノキ、クヌギ、ヤチダモ等を適宜混植し混交林帯として林地形成するよ提言する。これらは、樹木の病虫害予防上有効であり、また、将来には有用材資源としても期待できる。
- 6) 第六分場には、現在国家級遺跡としての認定申請中である「風林古城」がある。各分場地域にも夫々2～40個の関連遺跡がある。これらについては、文化遺跡として極力保存する方向で考慮するよう提言する。

附屬資料1. 實施細則

中華人民共和國黑龍江省
國營農場典型區
農業綜合開發計劃

實 施 細 則

日 本 國 國 際 協 力 事 業 團
中 華 人 民 共 和 國 農 業 部 農 墾 司

日本国政府は、中華人民共和国政府の提案に基づき、黒龍江省国営農場典型区農業総合開発計画調査の実施を決定し、1992年9月18日黒龍江省国営農場典型区農業総合開発計画調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。

日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は、日本国内において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。

農業部農墾司は中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国政府関係機関の調整を行うとともに国際協力事業団が派遣する調査団と協力して本調査の円滑な実施を図る。

1992年9月18日日本国政府が中華人民共和国政府に発した口上書、及び中華人民共和国政府の口上書による回答に基づき、国際協力事業団と農業部農墾司は協力の内容、範囲及び調査工程、並びに協力を進めるにあたって両国政府が取るべき措置等の詳細について本実施細則を定めた。

1 協力の内容及び範囲

- (1) 日本側は、中国側と協力して、黒龍江省開拓区農業総合開発に資するため、遼江国営農場及び友誼国営農場に農業開発にかかる典型区を選定し、フィージビリティ調査を行う。
- (2) 日本側は、本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し、現地調査業務を通じ技術移転を行う。

2 調査対象地域

本調査の調査対象地域は、黒龍江省開拓区内の遼江国営農場及び友誼国営農場（以下「二国営農場」と云う）とする。

3 調査の内容

中国側が策定している黒龍江省開拓区農業総合開発計画に関する開発構想にかかる二国営農場に対して開発基本計画を策定する。この開発基本計画の策定等を通じて、典型区（各国営農場当たり1箇所、計2箇所）を選定し、フィージビリティ調査を実施する。

また、本調査は、三段階に分かれ、それぞれ中国における現地調査と日本における国内作業により構成される。

(1) 第一次調査

1) 第一次現地調査

必要な既存資料の収集・整理及び現地調査を行い、調査地域の現状を把握し、黒龍江省開拓区農業総合開発計画に関する開発構想の検討を行うと共に、二国営農場の開発基本計画の方針を擬定する。また、二国営農場の開発基本計画にかかる初期環境調査に必要な現地調査を行う。

既存資料の収集・整理及び現地調査の対象項目は、次のとおり。

①自然条件

- a. 地形 b. 気象 c. 水文 d. 地下水 e. 木質 f. 地質 g. 土質 h. 土壌 i. 自然環境

②社会状況

- a. 土地利用 b. 人口 c. 社会構造 d. 地域経済 e. 社会基盤 f. 環境保全 g. 地域開発計画

③農業状況

- a. 土地利用 b. 作物体系 c. 農業生産基盤 d. 栽培 e. 農業経営 f. 農業機械 g. 農業組織 h. 普及・支援組織 i. 農産物加工 j. 市場・流通

④畜産業状況

- a. 畜産施設 b. 飼育対象種 c. 畜産技術（飼料を含む） d. 生産組織 e. 普及・支援組織 f. 畜産加工 g. 市場・流通
- ⑤水資源及び農業水利
 - a. 排水 b. 灌漑 c. 河川・貯水池及び地下水利用 d. 農業水利施設 e. 水管理体制 f. 洪水被害及び対策
- ⑥水産業状況
 - a. 養殖池施設 b. 養殖対象種 c. 養殖技術 d. 生産組織 e. 普及・支援組織 f. 水産加工 g. 市場・流通

2) 第一次国内作業

第一次現地調査結果を踏まえ、二国営農場の開発基本計画（初期環境評価を含む）の方針を策定する。

(2) 第二次調査

1) 第二次現地調査

二国営農場の開発基本計画の方針に基づき、補足資料収集及び補足現地調査を行い、開発基本計画を擬定すると共に、典型区候補地の選定及び開発方針の検討を行う。

2) 第二次国内作業

第一次調査及び第二次現地調査の結果に基づき、下記項目からなる二国営農場の開発基本計画を作成すると共に、典型区の選定及び開発方針の策定を行う。

- ①土地利用計画
- ②農業開発計画
- ③畜産開発計画
- ④灌漑・排水計画
- ⑤水産開発計画
- ⑥農村計画
- ⑦農業技術普及計画
- ⑧環境保全計画

(2) 第三次調査

1) 第三次現地調査

各典型区農業開発計画策定にかかわる詳細データ収集及び詳細現地調査を行い、典型区農業開発計画にかかる以下の計画を擬定する。

- ①土地利用計画
- ②農業開発計画
- ③畜産開発計画
- ④灌漑・排水計画
- ⑤水利用管理計画

2) 第三次国内作業

第一次・第二次調査及び第三次現地調査の結果に基づき詳細に解析・検討を加え、下記項目からなる各典型区農業開発計画の策定を行う。

- ① 土地利用計画
- ② 農業経営計画
- ③ 畜産開発計画
- ④ 灌漑・排水計画
- ⑤ 水利用管理計画
- ⑥ 農村計画
- ⑦ 農産品加工計画
- ⑧ 水産開発計画
- ⑨ 施設概略設計
- ⑩ 施設維持管理計画
- ⑪ 農業技術普及計画
- ⑫ 環境保全計画
- ⑬ 事業実施計画
- ⑭ 事業費預算・便益算定
- ⑮ 事業評価
- ⑯ 環境評価

4 期間及び工程

調査期間及び工程は、別表一のとおり概ね20ヶ月間とする。

5 報告書

国際協力事業団は、次の報告書を農業部農墾司に提出する。

- (1) 着手報告書 30部
調査実施計画と実施行程を内容とするもので、調査の開始時に提出する。
- (2) 現地報告書(1) 30部
第一次現地調査結果を内容とするもので、第一次現地調査終了時に提出する。
- (3) 中間報告書(1) 30部
第一次国内作業結果を内容とするもので、第二次現地調査開始時に提出する。
- (4) 現地報告書(2) 30部
第二次現地調査結果を内容とするもので、第二次現地調査終了時に提出する。
- (5) 中間報告書(2) 30部
第二次国内作業結果を内容とするもので、第三次現地調査開始時に提出する。
- (6) 現地報告書(3) 30部
第三次現地調査結果を内容とするもので、第三次現地調査終了時に提出する。
- (7) 最終報告書(案) 30部
第一次、第二次及び第三次調査結果を内容とするもので、第三次国内作業終了後に提出する。農業部農墾司は、本報告書(案)受理後1ヶ月以内にこれに対する意見を国際協力事業団に提出する。
- (6) 最終報告書 50部
最終報告書(案)に対する意見を受けた後1ヶ月以内に提出する。

6 中国側がとるべき措置

現地調査を円滑に実施するため、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置をとる。

- (1) 中国側専門家、事務職員及び作業員等の提供、及びそれにかかわるすべての経費負担
- (2) 現地調査を実施するに当たって、別表一2の中国側が分担する業務の実施及びそれにかかわる経費負担
- (3) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子等備品の無償提供、及び宿舍の斡旋（ただし、調査サイトにおいて通常の方法で借り上げが困難な場合の宿舍の無償提供）
- (4) 現地調査のために必要な通訳の無償提供
- (5) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車両及び船舶等の手配（ただし、通常の方法で借り上げが困難な車両及び船舶については、運転手等を含め無償提供）
- (6) 現地調査のため必要な中国国内電話設備の提供、及びそれにかかわる経費負担
- (7) 現地調査に必要な許認可の手続きの実施
- (8) 現地調査のため必要な資料及び情報提供
- (9) 現地調査のため必要な資料の中国から日本への移送許可
- (10) 現地調査期間中、調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配
- (11) 現地調査期間中、調査団員の安全の確保
- (12) 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
- (13) 日本から持ち込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き及び非課税処理の実施
- (14) その他軽微な資機材等の一部経費負担

7 日本側がとるべき措置

日本側は、調査に当たって以下の措置をとる。

- (1) 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食事、旅費、宿泊費及び室料等の経費負担（上記6（3）、（5）の中国側が負担する場合を除く。）
- (2) 現地調査を実施するに当たって別表一2の日本側が分担する業務の実施、及びそれに係る経費負担
- (3) 日本から持ち込む資機材の日本から中国の港又は空港までの往復輸送費の負担
- (4) 上記5の報告書の作成

8 本実施細則に定めていない事項については、本調査期間中両者で協議して定めるものとする。

別表一1 調査日程表 (暫定案)

項目	延月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
調査項目	国分調査	□																							
	現地調査																								
	報告書																								
		△			△		△		△		△		△		△		△		△		△		△		△
		初手報告書			現地報告書 (1)		中間報告書 (1)		現地報告書 (1)		現地報告書 (2)				中間報告書 (2)				現地報告書 (3)		最終報告書案		最終報告書		

別表-2

現地調査に関する業務分担

作業項目	日本側	中国側
地形図及び測量	地形図 1/50,000 地形図 1/25,000 地形図 1/10,000	1) 既存地形図の提供
	路線測量 河川測量及び地形測量	1) 測量作業の実施 2) 日本側による略測及び検測時の労務提供
地質土質及び土壌	地質、土質及び土壌調査	1) 地質、土質及び土壌調査の実施
地下水	地下水調査	1) 観測井戸の設置 2) 地下水観測作業の実施
水質	水質調査	1) 水質調査の実施
環境	環境影響調査及び環境保全	1) 調査の実施 2) 調査結果の解析作業
その他調査	社会状況調査 農業状況調査 水産業状況調査 その他	1) 現地調査実施への協力 2) 資料解析作業への協力

この実施細則は、次の二機関により、合意されるものである。

日本国国際協力事業団

中華人民共和国農業部農墾司

この実施細則は、次の三者により、確認されるものである。

1992年 9月18日

日 本 国
国 際 協 力 事 業 団
事 前 調 査 団 長
木 村 勝

木村勝

中 華 人 民 共 和 国
農 業 部
農 墾 司 副 司 長
劉 連 毅

劉連毅

中 華 人 民 共 和 国
黑 龍 江 省
國 營 農 場 總 局 副 局 長
熊 克 佳

熊克佳

附屬資料2 實施細則 協議議事錄

中 華 人 民 共 和 國 黑 龍 江 省
國 營 農 場 典 型 區
農 業 總 合 開 發 計 画 調 査

協 議 議 事 錄

日 本 國 國 際 協 力 事 業 團
中 華 人 民 共 和 國 農 業 部 農 墾 司

中華人民共和国の招請に応じて、日本国国際協力事業団黒龍江省開拓区農業総合開発計画事前調査団一行6名は、1992年9月3日から9月18日までの間、中華人民共和国を訪問した。日本国調査団は調査実施地区を視察するとともに、中華人民共和国国家科学技術委員会、農業部、黒龍江省国営農場総局等と友好的かつ真摯な協議を行った。協議の中で双方が確認した主要事項は、次のとおりである。

- 1 中国側実施機関について
農業部農場司を本調査の実施機関とし、調査作業は下部機関である国営農場総局が担うことを双方確認した。
- 2 黒龍江省開拓区農業総合開発に資するため、黒龍江省国営農場および友好国営農場の開発基本計画とともに典型区の農業開発計画を策定する。調査を円滑かつ効率的に実施するため、中国側で既に策定されている黒龍江省開拓区農業総合開発にかかる開発構想について必要な検討を行うこととした。
なお、典型区は、基本的に、黒龍江省国営農場については作業区、友好国営農場については分場の単位で、選定することとした。
- 3 本格調査の範囲と内容について
日本側は、上記に基づき、本格調査の内容を取りまとめた実施細則案を説明した。
 - (1) これに対して、中国側は以下のとおり意見を述べた。
 - ① 本格調査の内容は妥当である。
 - ② 調査は、1994年12月末までに完了するよう希望する。
 - ③ 中国側も実施体制を早急に整備する。
 - (2) 日本側は、行程について、日本国における予算執行上の処理等の変更要因があり、暫定的なものである旨説明し、中国側はこれを了承した。
なお、日本側は調査完了時期をできるだけ早めるように努力する旨説明し、中国側はこれを了承した。
 - (3) 日中双方は環境保全の必要性を理解し、これに必要な調査を実施することを確認し、初期環境調査を実施することとした。
初期環境調査の結果を踏まえ、環境影響評価の実施について日中双方で協議することとした。
 - (4) 中国側は、調査用機材について、中国側の分担業務を果たすため、次の機材を日本側から提供されることを要望した。
 - ① 調査用車両 (4WD) 4台
 - ② 小型コンピューター 1台
 - ③ コピー機械 3台

④ 自動レベル	1 台
⑤ 気象観測機器	1 セット
⑥ 自動製図機	1 セット
⑦ 地下水位測定器	1 セット
⑧ ガス・クロマトグラフィー	1 台
⑨ 土壌分析器	1 セット
⑩ 水質分析器	1 セット
⑪ 農薬残留測定器	1 台
⑫ 測距測角器	2 台

日本側は、中国側の上記要望を日本国政府に伝える旨述べた。
 なお、これに関して、中国側は上記機材が日本国から提供された場合、引き取り及び中国国内輸送の円滑な実施について責任を持つ旨確約した。

4 研修員の受け入れについて

中国側は、日本国における関係各分野の先進技術と経験を学び、かつ日本側調査団の円滑な作業に資するため、本調査に関連する研修員を受け入れることを要望した。

日本側は、上記要望を日本政府に伝えるとともに、中国側において所要の手続きにより要請するよう回答した。

この議事録は、次の三者の署名により、確認されたものとする。

1992年 9月18日

日 本 国
 国際協力事業団
 事前調査団長
 木 村 勝

木村 勝

中 華 人 民 共 和 国
 農 業 部
 農 墾 司 副 司 長
 劉 連 斌

劉連斌

中 華 人 民 共 和 国
 黑 龍 江 省
 国 営 農 場 総 局 副 局 長
 魏 克 佳

魏克佳

中華人民共和國
黑龍江省国营農場典型区
農業綜合開發計画調査

協議議事録

1993年7月

日本国国際協力事業団
中華人民共和國黑龍江省国营農場総局

黒龍江省国営農場典型区農業総合開発計画実施調査団（以下調査団と言う）は、1992年9月18日に署名された本件実施に係る実施細則及び協議議事録に基づいて、同調査現地作業監理調査団の出席のもと、調査作業を担当する黒龍江省国営農場総局に着手報告書を提出し、7月23日、24日の両日に渡って、着手報告書の内容について説明し、中国側と調査の実施方法等の協議を行なった。協議の中で日中双方が確認した主要事項は以下の通りである。

1. 中国側は着手報告書の内容、工程について、基本的に同意した。
2. 調査団は総局内に事務所を提供するよう要望したが、空室がない等の理由で農墾大廈に事務所スペースを提供することを中国側が提案し、調査団はこれを合意した。中国側は事務所に使用する部屋及び備品を早急に整備することを約束した。現地調査に対する宿舎及び作業用事務所についても国営農場施設内に準備することを約束した。
3. 各専門家にカウンターパートを付けるよう要請、中国側はこれに同意し7月24日の会議で第1陣の専門家に対応するカウンターパートを紹介した。また、調査団は主要なカウンターパートが調査団用事務所に常駐するよう要請、中国側はこれに同意した。
4. 通訳については、調査団より日本語と中国語もしくは中国語と英語の通訳を当面3名、第2陣到着時より5名とするよう要請した。これに対し、中国側は早急に通訳を配置することを約束した。
5. 調査用車両については、国際協力事業団より供与予定の車両（4WD）の現地到着が本年10月頃となり、第1次現地調査でほとんど使用できないため、調査団は車両の手配を依頼し、中国側はそれを了承した。
6. 資料については、調査団は、現地踏査後、ただちに必要と考えられる資料につきリストを作成し、中国側に提示する。そのリストに基づき中国側は速やかに必要資料を提供することを約束した。1/5,000地形図、土壤調査資料等の情報が不足している場合には、実施細則に基づき、中国側が調査補完し調査団に提供するものとした。なお、地形図（1/10,000、1/25,000、1/50,000）については中国側より調査団に早急に提供することとなった。

7. 調査団は7月26日から30日まで予定されている二国营農場の現地踏査においては、詳しい地形図と通訳3名を要請し、中国側は、前もって二国营農場に地形図をコピーし用意しておくこと、また、通訳についても同行させることを約束した。
8. 各専門家とカウンターパートとの協議は随時行なうものとし、2週間に1回程度の割で定例会議を実施することを双方合意した。また、第1回定例会議は、第4項に記す資料リスト提出時とし、第2回定例会議を調査団団長の帰国前とする。なお、7月30日以降の調査スケジュールについては、当該日の少なくとも1週間前に中国側に通知する。
9. 研修員の受け入れについて、今年度2名の受け入れが可能であり、来年度についても2名の枠で努力する旨説明し、中国側はこれを了解した。今年度の2名については早急に人選を進め、8月中旬までに国際協力事業団に要請フォームが届くようにする必要がある旨説明した。

なお、協議出席者は添付の通りである。

この議事録は次の4者の署名により、確認されたものとする。

日本国 国際協力事業団

作業監理調査団 団長

木 村 勝

木村 勝

中華人民共和国 黒龍江省

国营農場総局 副局長

魏 克 佳

魏克佳

日本国 国際協力事業団

本格調査団 団長

本 間 進

本間進

中華人民共和国 黒龍江省

国营農場総局 計画委員会副主任

候 培 耀

侯培耀

着手報告書説明會議出席者

- | | | | |
|-----|-------|------------|-----------|
| 1. | 魏克佳 | 黑龍江省国营農場總局 | 副總局長 |
| 2. | 王澤翼 | 黑龍江省国营農場總局 | 農業處處長 |
| 3. | 候培耀 | 黑龍江省国营農場總局 | 計画委員会 副主任 |
| 4. | 馬文起 | 黑龍江省国营農場總局 | 農業機械處 處長 |
| 5. | 周瑞君 | 黑龍江省国营農場總局 | 畜牧漁業處 副處長 |
| 6. | 張學利 | 黑龍江省国营農場總局 | 外經處 副處長 |
| 7. | 馬慶國 | 黑龍江省国营農場總局 | 水利局 副局長 |
| 8. | 高家義 | 黑龍江省国营農場總局 | 水利設計處 處長 |
| 9. | 呂增新 | 黑龍江省国营農場總局 | 外事弁公室 副主任 |
| 10. | 陳宇華 | 黑龍江省国营農場總局 | 外事弁公室 通訳 |
| 11. | 姜國慶 | 黑龍江省国营農場總局 | 農業處 科長 |
| 12. | 常海 | 黑龍江省国营農場總局 | 計画委員会 |
| 13. | 陳瑞祥 | 黑龍江省国营農場總局 | 農墾設計院 副處長 |
| 13. | 諸炎 | 黑龍江省国营農場總局 | 農墾設計院 |
| 14. | 趙春録 | 黑龍江省国营農場總局 | 農墾設計院 工程師 |
| 15. | 安瑞強 | 黑龍江省国营農場總局 | 農墾設計院 工程師 |
| 17. | 木村勝 | 現地作業監理調査団 | 団長 |
| 18. | 廣重静男 | 現地作業監理調査団 | 団員 |
| 19. | 本間進 | 調査団 | 団長／総括 |
| 20. | 松浦広好 | 調査団 | 副総括／灌溉・排水 |
| 21. | 小林康和 | 調査団 | 気象・水文 |
| 22. | 佐々木茂 | 調査団 | 地質・地下水 |
| 23. | 石川尚 | 調査団 | 土壤・栽培 |
| 24. | 市来秀夫 | 調査団 | 土地利用・農村計画 |
| 25. | 森丘直人 | 調査団 | 農業經濟／事業評価 |
| 26. | 宮川美代子 | 調査団 | 通訳 |

中华人民共和国
黑龙江省国营农场典型区
农业综合开发计划调查

会议纪要

1993年7月

日本国国际协力事业团
中华人民共和国黑龙江省国营农场总局

黑龙江国营农场典型区农业综合开发计划实施调查团(以下称调查团),根据1992年9月18日签署确认的有关本项目实施细则以及会议纪要,日方向承担调查工作的黑龙江国营农场总局提供开始报告书,于7月23日、24日两天就开始报告书的内容做了说明,并与中方讨论了调查实施方法等事宜,本调查现场作业监理调查团也参加了会谈,通过会谈,中日双方达成协议的主要内容如下:

1、中方基本同意开始报告书的内容及调查的日程。

2、调查团希望在总局机关内提供办公室,由于总局机关内无空室等原因,中方建议办公室在农垦大厦解决,调查团对此表示同意。中方明确表示尽早准备办公室及所需办公用品,还表示为调查团在调查农场准备住处及作业室。

3、日方要求中方为日本专家配备相应专业的专家,中方对此表示同意,并在7月24日会谈时向日方介绍了第一批日本专家相配备的中方专家,另外,日方要求主要的中方专家与日方专家同室办公,中方表示同意。

4、关于翻译的配备,日方要求暂时为其配备三名日语或英语翻译,到第二批日本专家来中时,翻译增加到5名,中方表示尽早配齐翻译。

5、关于调查用车问题,由于国际协力事业团提供的车辆(4WD),要今年10月份才能运到现场,所以第一次现场调查时使用不了,日方要求中方先给予安排车辆,中方表示同意。

6、关于资料问题,日方从现场勘查后,向中方提供日方急需的资料清单,中方同意按照该清单尽早提供必需的资料。缺少1/5000地形图、土壤调查等资料时,根据实际细则,由中方进行补充调查,并向日方提供该调查结果。另外,关于地形图(1/10000、1/25000、1/50000),双方商定由中方尽早提供给日方。

7、调查团要求在7月26-30日调查二个国营农场时,中方给予准备详细的地形图并配备三名翻译,中方表示通知二农场提前做好地形图,并

保证翻译随行。

8、双方同意日中专家随时可进行会谈和技术交流，且大约每二周进行一次定期会议，第一次定期会议时间定为提供第4项所记资料清单之日，第二次定期会议定为调查团团长归国前，关于7月30日以后的各期调查日程，日方至少在每期进行调查前一周通知中方。

9、关于接收研修生问题，日方介绍今年度可能接收二名，来年度的进修的人数争取安排二名，中方表示理解，日方希望中方尽早选定今年的二名研修人员，于8月中旬之前向国际协力事业团提出申请书。

出席会谈人员名单附后。

本会谈纪要由以下四人签字确认。

日本国国际协力事业团
作业监理调查团 团长
木 村 胜

木村 胜

中华人民共和国 黑龙江省
国营农场总局 副局长
魏 克 佳

魏克佳

日本国 国际协力事业团
正式调查团 团长
本 间 进

本间进

中华人民共和国 黑龙江省
国营农场总局计划委员会副主任
侯 培 耀

侯培耀

出席研究开始报告书会议人员

1、	魏克佳	黑龙江省国营农场总局		副局长
2、	王泽翼	黑龙江省国营农场总局	农业处	处长
3、	候培耀	黑龙江省国营农场总局	计划委员会	副主任
4、	马文起	黑龙江省国营农场总局	农机处	处长
5、	周瑞君	黑龙江省国营农场总局	畜牧渔业处	副处长
6、	张学利	黑龙江省国营农场总局	外经处	副处长
7、	马庆国	黑龙江省国营农场总局	水利局	副局长
8、	高家义	黑龙江省国营农场总局	水利设计院	处长
9、	吕增新	黑龙江省国营农场总局	外事办公室	副主任
10、	陈宇华	黑龙江省国营农场总局	外事办公室	翻译
11、	姜国庆	黑龙江省国营农场总局	农业处	科长
12、	常海	黑龙江省国营农场总局	计划委员会	
13、	陈瑞祥	黑龙江省国营农场总局	农垦设计院	副处长
14、	诸炎	黑龙江省国营农场总局	农垦设计院	
15、	赵春禄	黑龙江省国营农场总局	农垦设计院	工程师
16、	安瑞强	黑龙江省国营农场总局	农垦设计院	工程师
17、	木村胜	现场作业	监理调查团	团长
18、	广重静男	现场作业	监理调查团	团员
19、	本间进	调查团	团长/综括	
20、	松浦广好	调查团	副总括/灌溉·排水	
21、	小林康和	调查团	气象·水文	
22、	依佐木茂	调查团	地质·地下水	
23、	石川尚	调查团	土壤·栽培	
24、	市来秀夫	调查团	土地利用·农村计划	
25、	森丘直人	调查团	农业经济/事业评价	
26、	宫川美代子	调查团	翻译	

中華人民共和國
黑龍江省国营農場典型区
農業綜合開發計画調査

第一次現地調査

協議議事録

1993年10月

日本国国際協力事業団
中華人民共和國黑龍江省国营農場総局

黒龍江省国営農場典型区農業総合開発計画調査

第一次現地調査に係る協議

議事録

黒龍江省国営農場典型区農業総合開発計画実施調査団（以下調査団と言う）は、1992年9月18日に署名された本件実施に係る実施細則及び協議議事録に基づいて、調査作業を担当する黒龍江省国営農場総局に現地調査報告書（1）を提出し、10月3日に、現地調査報告書（1）の内容について説明した。また、典型区候補地の選定と実施細則に基づく現場調査の補足ならびに継続観測に係わる協議を行った。協議の中で日中双方が確認した主要事項は以下の通りである。

1. 中国側は現地調査報告書（1）の内容、開発の基本方針ならびに開発戦略の構想について、基本的に同意した。
2. 典型区候補地について次の地区を選定し、双方はこれを合意した。
 - (1) 濃江農場：第1作業区（場部の在位地区）ならびに第10作業区
 - (2) 友誼農場：第4分場
3. 調査団は現地調査の補足作業として次の作業を国営農場総局に依頼した。
 - (1) 濃江農場及び友誼農場の典型区候補地の1/10,000の地形図ならびに友誼農場4分場の場部の1/2,000平面図の作成
 - (2) 地下水の継続観測と揚水試験（典型区の2ヶ所）
 - (3) 環境に係る冬季の動植物調査
 - (4) 友誼農場4分場の土壌調査（1/50,000）
 - (5) 補足資料収集

以上の作業仕様ならびに補足資料収集リストは別紙添付のとおりである。国営農場総局はこの依頼を受諾した。中国側は今後の作業を順調に行うために日本側に資金補助を希望した。調査団は中国側の意向を国際協力事業団に伝えることとした。

黒龍江省国営農場典型区農業綜合開発計画調査
第一次現地調査に係る協議議事録

なお、協議出席者は添付の通りである。

この議事録は次の2者の署名により、確認されたものとする。

日本国 国際協力事業団

本格調査団 団長

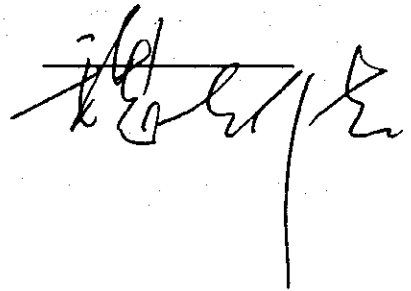
本 間 進



中華人民共和国 黒龍江省

国営農場総局 副局長

魏 克 佳



第一次現地調査説明会議出席者

- | | | | |
|-----|-------|------------|-----------|
| 1. | 魏克佳 | 黑龍江省国营農場總局 | 副總局長 |
| 2. | 張振廷 | 黑龍江省国营農場總局 | 計画委員会 主任 |
| 3. | 侯培耀 | 黑龍江省国营農場總局 | 計画委員会 副主任 |
| 4. | 高家義 | 黑龍江省国营農場總局 | 水利設計処 処長 |
| 5. | 陳瑞祥 | 黑龍江省国营農場總局 | 農墾設計院 副処長 |
| 6. | 褚炎 | 黑龍江省国营農場總局 | 農墾設計院 |
| 7. | 趙春録 | 黑龍江省国营農場總局 | 農墾設計院 工程師 |
| 8. | 李文芸 | 黑龍江省国营農場總局 | 農墾設計院 |
| 9. | 劉斌 | 黑龍江省国营農場總局 | 畜牧処 |
| 10. | 周建龍 | 黑龍江省国营農場總局 | 經濟委員会 科長 |
| 11. | 常海 | 黑龍江省国营農場總局 | 計画委員会 |
| 12. | 張忠武 | 黑龍江省国营農場總局 | 財務処 科長 |
| 13. | 陳宇華 | 黑龍江省国营農場總局 | 外事弁公室 通訳 |
| 14. | 楊靈芝 | 黑龍江省国营農場總局 | |
| 15. | 本間進 | 調査団 | 団長／総括 |
| 16. | 松浦広好 | 調査団 | 副総括／灌溉・排水 |
| 17. | 小林康和 | 調査団 | 気象・水文 |
| 18. | 佐々木茂 | 調査団 | 地質・地下水 |
| 19. | 石川尚 | 調査団 | 土壤・栽培 |
| 20. | 市来秀夫 | 調査団 | 土地利用・農村計画 |
| 21. | 保田博 | 調査団 | 畜産 |
| 22. | 池和田寿 | 調査団 | 農業機械・農産加工 |
| 23. | 馬場淳 | 調査団 | 農業経営 |
| 24. | 森丘直人 | 調査団 | 農業経済／事業評価 |
| 25. | 小林誠 | 調査団 | 施設計画 |
| 26. | 宮川美代子 | 調査団 | 通訳 |

黑龙江省国营农场典型区农业综合开发计划调查

第一次現地调查协议

纪 要

黑龙江省国营农场典型区农业综合开发计划实施调查团(以下简称调查团),以1992年9月18日签署的实施细则及会议纪要为基础,向承担调查作业的黑龙江省国营农场总局提出現地调查报告书,并于10月3日就現地调查报告书的内容进行了说明。而且,根据典型区候补地的选定和实施细则进行了有关现场调查的补充调查以及继续观测的协议。协议中,日中双方确认的主要事项如下:

1. 中国側基本同意現地调查报告书(1)的内容、开发基本方针以及开发战略的设想。
2. 关于典型区候补地的选定,双方同意选定以下地区:
 - (1) 浓江农场: 第1作业区(场部所在地)和第10作业区。
 - (2) 友谊农场: 第4分场。
3. 调查团希望国营农场总局做以下現地调查的补充作业:
 - (1) 浓江农场以及友谊农场的典型区候补地的1/10000地形图以及友谊农场4分场场部的1/2000平面图。
 - (2) 地下水的继续观测和抽水试验(二个典型区)。
 - (3) 相关环境的冬季动植物调查。
 - (4) 友谊4分场的土壤调查(1/50000)。
 - (5) 补充资料的收集。

以上作业技术要求以及补充资料收集清单,见附件。国营农场总局接受以上要求。为了使下步任务的顺利完成,中方希望

日方在費用上給予資助。調查團要求把中方提出的要求轉告國際協力事業團。

日本国 國際協力事業団

本格調査団 団長

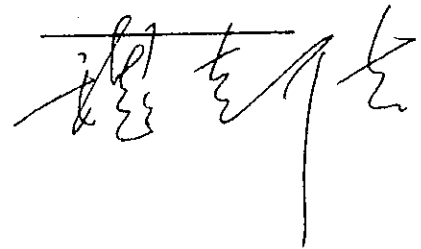
本 間 進



中華人民共和國 黑龍江省

國營農場總局 副局長

魏 克 佳



中 華 人 民 共 和 国
黒 龍 江 省 国 営 農 場 典 型 区
農 業 総 合 開 発 計 画 調 査

中 間 報 告 書 (1)
協 議 議 事 録

1994年3月9日

日 本 国 国 際 協 力 事 業 団
中 華 人 民 共 和 国 黒 龍 江 省 国 営 農 場 総 局

中華人民共和國黑龍江省
国营農場典型区農業綜合開發計画調査
中間報告書(1) 説明・協議
協議議事録

黒龍江省国营農場典型区農業綜合開發計画調査実施調査団(以下調査団と言う)は、1992年9月18日に署名された本件実施に係わる実施細則及び協議議事録に基づいて、調査作業を担当する黒龍江省国营農場総局に中間報告書(1)を提出し、3月7日及び8日の両日に亘り中間報告書(1)の内容について説明を行い、引き続き計画の方針及び技術的内容について協議を行った。協議の中で日中双方が確認した主要事項は以下の通りである。

1. 中国側は、中間報告書(1)で述べられている開発の目的、開発方針、農業綜合開發計画の構想について、基本的に同意した。なお、計画の最終取りまとめについて、以下の2点を提言した。

- 1) 本計画の最終取りまとめにおいて中国の技術用語も準用し記述して欲しい。
- 2) 計画実施工程の策定において近期及び遠期目標を明確に設定することを希望する。

2. 技術移転に係わる事項

- 1) 最終報告書説明時に技術移転セミナーの開催を希望する。本件については、今後、現地調査の実施時に調査団と細部の検討を行い計画を精詰めることとした。
- 2) 現地調査時の日中共同作業において開発計画手法、最新技術等の技術移転について手引書、参考書等の提供を期待する。

3. 1994年度のカウンターパート研修について1名の増枠を希望する。調査団としては、既に1名の枠が設定されており、今後の増枠は困難な見通しであるが、他のプロジェクトの研修要員のキャンセル等のあった場合に便宜して賅けるよう国際協力事業団にお願いすることとした。

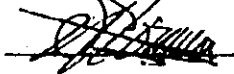
4. 中国側は前回の協議において現地調査費の支援についてお願いしてありますが、この件、引き続き検討いただきたい。調査団は、中国側の意向を国際協力事業団に伝えることとした。

この議事録は以下の4者の署名により、確認されたものとする。

日本国国際協力事業団

本格調査団 団長

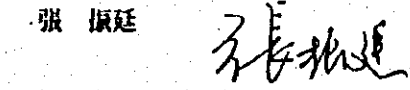
本間 進



中華人民共和国 黒龍江省

国営農場総局 計画委员会主任


張 振廷



日本国国際協力事業団

作業監理委員会 委員

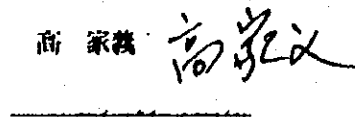
佐藤 操



中華人民共和国黒龍江省

国営農場総局 中方專家団長

高 家義



中間報告書 (1) 説明・協議会出席者

中国側

張 振廷	黑龍江省 国营農場總局 計劃委員会	主任
常 海	黑龍江省 国营農場總局 計劃委員会	經濟師
高 家義	黑龍江 農墾勘测設計院 水利処	処長
陳 瑞祥	黑龍江 農墾勘测設計院 環評処	副処長
李 文芸	黑龍江 農墾勘测設計院 環評処	工程師
趙 春祿	黑龍江 農墾勘测設計院 水利処	工程師
劉 斌	黑龍江省 国营農場總局 畜牧処	畜牧師
張 忠武	黑龍江省 国营農場總局 財務処	科長
陳 宇華	黑龍江省 国营農場總局 外事処	翻譯
周 建龍	黑龍江省 国营農場總局 經濟委員会	工程師

日本側

(作業監理委員会)

佐藤 操	総括
美馬 巨人	調査監理

(実施調査団)

本間 進	団長/総括
石川 尚	団員/土壤・栽培
馬場 淳	団員/農業経営
小林 誠	団員/施設計画
宮川 美代子	団員/通訳
金 環	通訳

中 華 人 民 共 和 国
黒 龍 江 省 国 営 農 場 典 型 区
農 業 総 合 開 発 計 画 調 査

第 二 次 現 地 調 査
協 議 議 事 録

1994年3月18日

日 本 国 国 際 協 力 事 業 団
中 華 人 民 共 和 国 黒 龍 江 省 国 営 農 場 総 局

中華人民共和國 黒龍江省
国営農場典型区 農業総合開発計画調査
第二次現地調査結果報告と協議

協議議事録

黒龍江省国営農場典型区農業総合開発計画調査実施調査団（以下調査団と言う）は、1992年9月18日に署名された本件実施に係わる実施細則及び協議議事録に基づいて、黒龍江省国営農場総局（以下総局と言う）に第二次現地調査の結果を取り纏めた現地調査報告書（2）を提出し、3月17日及び18日の両日に亘り現地調査報告書（2）の内容について説明を行い、引き続き、典型区地域の開発計画について調査の基本方針及び技術的内容について協議を行った。協議の中で日中双方が確認した主要事項は以下の通りである。

1. 総局は、現地調査報告書（2）第二章、2.2に記載された内容について基本的に合意した。調査団は、これら総局との合意に基づいて、基本計画最終案を中間報告書（2）として国内作業で取り纏める。総局は、調査団が提示した基本計画最終案の構成内容（現地調査報告書（2）添付資料-3）を基本的に承認した。なお、総局から基本計画最終案を計画対象地域である濃江及び友誼農場各々について分冊で取り纏め、また、夫々の概要書を作成するよう要請があった。調査団は、これを了承した。
2. 総局は、濃江、友誼両農場各々の典型区に関する計画調査並びに開発の基本方針（添付会議資料参照）について基本的に合意した。
3. 調査団は、第一次現地調査時に総局に依頼した地形図作成、地下水揚水試験、土壌調査、環境調査を1994年6月までに完了して欲しい旨要請し、総局はこれを了承した。

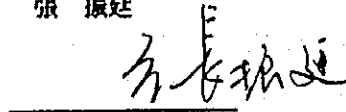
4. 総局から第三次現地調査の当初の予定時期である7～8月は、後半が雨季に当り道路事情が悪化し現場調査作業が困難になる危惧があるので予定を早め5～6月から開始するのが望ましいとのとの要請があった。

この議事録は以下の3者の署名により、確認されたものとする。

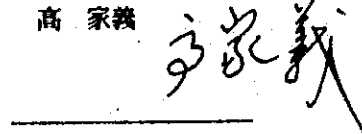
日本国 国際協力事業団
本格調査団 団長
本間 進



中華人民共和国 黒龍江省
国営農場総局 計画委員会主任
張 振廷



中華人民共和国黒龍江省
国営農場総局 中方專家団長
高 家義



現地調査報告書（2）説明・協議会出席者

中国側

張 振廷	黒龍江省 国营農場総局 計劃委員会	主任
高 家義	黒龍江 農墾勘測設計院 水利処	処長
陳 瑞祥	黒龍江 農墾勘測設計院 環評処	副処長
張 忠武	黒龍江省 国营農場総局 財務処	科長
李 文芸	黒龍江 農墾勘測設計院 環評処	工程師
常 海	黒龍江省 国营農場総局 計劃委員会	經濟師

日本側（実施調査団）

本間 進	団長／総括
石川 尚	団員／土壤・栽培
馬場 淳	団員／農業経営
小林 誠	団員／施設計画
宮川 美代子	団員／通訳
金 璟	通訳

中華人民共和國 黑龍江省
国营農場典型区 農業綜合開發計画調査

中間報告書(2) 説明・協議

協議議事録

1994年6月22日

日本国 国際協力事業団
中華人民共和國黑龍江省国营農業總局

中華人民共和国黒龍江省
国営農場典型区農業総合開発計画調査

中間報告書(2)の内容説明と協議

協議議事録

黒龍江省国営農場典型区農業総合開発計画調査団(以下調査団と言う)は、1992年9月18日に署名された本件実施に係わる実施細則及び協議議事録に基づいて、黒龍江省国営農場総局(以下総局と言う)にこれまでの成果をとりまとめた中間報告書(2)(開発基本計画書(案))を提出し、6月20日、21日の両日に亘り報告書の内容について説明、引き続き総局関係者と技術的事項に係わる協議を行った。また、第1次、第2次現地調査時に総局に依頼していた地図作成作業、地下水、土壌調査等の作業進捗、資料の収集状況及び第3次現地調査に係わるカウンターパート、通訳、車輛等の便宜供与について確認した。協議内容、確認した主要事項は以下のとおりである。

1. 総局は、中間報告書(2)に記載されている現況把握は農場の実情を捉えており、また、開発の基本方針、開発計画についても第1年次の調査において日中双方で協議した事項が全て反映されていることを認め、基本的にその内容に合意した。
2. 総局は、事業評価について農場全体の事業を一括評価しているが、今後、各セクター毎の評価が必要であること、また便益についても経済便益に加えて環境便益、社会便益の面からの評価も必要であると提案した。また開発事業については投資項目毎の投資時期について更に検討する必要があると指摘した。調査団は、この件について今後の調査で十分配慮していくことを表明した。
3. 総局は、開発事業費が大きすぎるのではないかと指摘した。調査団は総事業費の内、予備費、特に長期に亘る事業であるが故に物価予備費が大きな比率を占めている点を説明した。また、建設物価は提供された資料を基にしているものの、水利事業、畜産、農村インフラ、生産支援施設、農業機械等の各部門で事業項目、事業規模、開発の程度等に認識の相違があるのではないかと指摘した。本件については、今後、第3次現地調査の中で、近期、遠期の目標を設定し事業実施計画の策定、事業費に占める内貨、外貨の比率を含めて日中双方でつめていくことで合意した。
4. 濃江農場側から農産加工業の発展について農場発展の基本と考えている旨が表明され、これを基本に農産加工についても再度考慮載きたいと要望があった。調査団は原則として付加価値生産という面から農場側の趣旨に賛成するが、濃江農場の場合、耕地生産規模が小さく、限られた耕地生産環境では加工施設規模も小さくならざるえないこと、周囲に前進農場、勤得利農場等大規模農場があり、これら農場の施設

をまず活用するのが経済的であるので地域全体で考慮されるべきであるとの見解を述べた。濃江農場側は、この件に関して更に意見交換を願う旨表明し、調査団もこれを了解した。

5. 調査団は、総局側に依頼していた調査の進捗につき以下のとおり確認した。

地形図作成（1万分の1）	：作成完了
地下水揚水試験	：友誼農場については試験中、濃江農場については今月中の終了を予定している。
水質試験	：地表水は完了、地下水は分析中
土壌（友誼農場のみ）	：サンプリングを終り、分析中
動植物調査	：完了

また、総局は、第1、第2次調査で依頼した各種資料についても既に収集済みであると説明した。収集資料の内容については各担当者レベルで確認することで双方了解した。

6. 調査団は、カウンターパートの任命及び通訳の調達を依頼した。総局は、カウンターパートについては既に配置しており、前回までの調査と同メンバーで対応することを約束した。通訳については調査団が求めるレベルの通訳が極めて少なく苦慮している旨表明した。調査団は、英語の通訳でも支障ないと表明、総局は通訳を確保するようさっそく手配することを約束した。

7. 総局及び調査団は、国際協力事業団（JICA）が提供している調査用資機材（車輛、測量機材、雨量計等）は調査完了まではJICAの所有であり、総局に貸与しているものである旨再確認した。調査団は第1次調査で要望のあった追加測量資機材等を今回持参したことを報告した。なお、測量用プリズムと三脚が北京空港通関当局にボンドされており、農業部が通関手続きのため対応することになっているので、総局側も農業部と連絡を取り通関手続きをスムーズに行うよう要請した。

8. 第2次現地調査時に協議された技術移転セミナー開催の件について、11月下旬の最終報告書（案）説明時、佳木斯で行うこととし、2日間程度をセミナーにあてることで双方合意した。セミナーの内容については、できるだけ総局側の希望に添えるように図りたいとの考えから総局に検討するよう依頼した。

9. 総局は調査予算が乏しい状況から、前回資金的支援について検討を要請していた。調査団は、本調査が「実施細則」に基づいて実施されるのが原則であること、また、日本の国家予算が現在まだ審議中であり本調査団の予算も暫定予算に拠っていることから、対応が難しい旨説明した。

この議事録は、以下の4者の署名により確認されたものとする。

日本国国際協力事業団
中華人民共和国事務所
藤谷 浩至

藤谷 浩至

中華人民共和国黒龍江省
国営農場総局計画委员会主任
張 振廷

張 振廷

日本国国際協力事業団
本格調査団団長
本間 進

本間 進

中華人民共和国黒龍江省
国営農場総局中方專家団長
高 家 義

高 家 義

中間報告書(2) 説明・協議会出席者

中国側

馬 学利	黒龍江省 国营農場総局	副総局長
張 振廷	黒龍江省 国营農場総局 計劃委員会	主任
候 培耀	黒龍江省 国营農場総局 計劃委員会	副主任
常 海	黒龍江省 国营農場総局 計劃委員会	経済師
高 家義	黒龍江 農墾勘测設計院 水利処	処長
諸 炎	黒龍江 農墾勘测設計院 水利処	高級工程師
陳 瑞祥	黒龍江 農墾勘测設計院 環評処	副処長
李 文芸	黒龍江 農墾勘测設計院 環評処	工程師
劉 斌	黒龍江省 国营農場総局 畜牧処	畜牧師
張 忠武	黒龍江省 国营農場総局 財務処	科長
周 建龍	黒龍江省 国营農場総局 經濟委員会	工程師
吳 居沛	濃江農場	書記
柳 景泉	濃江農場	副場長
時 培嶺	濃江農場	科長
楊 靈芝	黒龍江省 国营農場総局	翻訳

日本側

国際協力事業団中華人民共和国事務所

藤谷 浩至

実施調査団

本間 進	団長/総括
松浦 広好	副総括/灌漑・排水
佐々木 茂	地質・地下水
石川 尚	土壌・栽培
保田 博	畜産
馬場 淳	農業経営
小林 誠	施設計画
鈴木 趙暢	環境
宮川 美代子	通訳
山下 智子	通訳
金 景	通訳

中华人民共和国黑龙江省 国营农场典型区农业综合开发计划调查 中间报告书(2)的内容说明和协议 会议纪要

黑龙江省国营农场典型区农业综合开发计划调查团(以下称调查团),根据1992年9月18日签署的与本件实施有关的实施细则及会议纪要,向黑龙江省国营农场总局(以下称总局)提出以汇总以前的成果为内容的中间报告书(2),用6月20日、21两天对报告书的内容进行了说明,并继续与总局有关人员就有关技术性事项进行协议,对在第一次、第二次现场调查时委托总局方面进行的地图制作、地下水、土壤调查等工作的进展情况、资料收集情况及与第三次现场调查有关的专家、翻译、车辆等的提供情况进行了确认。

协议内容、确认内容有以下主要事项:

1. 总局认为,中间报告书(2)反映了农场的实际情况。在开发基本方针、开发计划方面也全面反映了在第一年度的调查中,中日双方协议过的事项。对其内容基本上取得了一致意见。
2. 总局提出,项目评价只是对农场总体项目进行了总体评价,今后有必要对各项目分别进行评价。效益方面也有必要从经济效益、环境效益、社会效益方面进行评价。调查团表示,总局所提出的以上内容是在可研阶段都得做的,将在今后的调查中做充分研究。
3. 总局提出项目总投资是否过大。调查团就此解释说,总投资中预备费所占比例大,特别是由于项目时间长,物价预备费所占比例大。建设物价是用总局提供的资料计算的,但在水利事业、畜产、农村基本设施建设、生产服务设施、农业机械等各部门的事业项目、事业规模、开发的程度等方面的认识存在差异。双方同意就以上问题将在第三次现场调查中,通过中日双方共同研究,制定近期及远期目标、事业实施计

划及项目总投资中的内币和外币的比例。

4. 浓江农场方面认为，农产品加工业的发展是农场发展的基础，希望日方以此为基础，再次考虑农产品加工业的项目。调查团从提高附加价值的角度，原则上同意农场方面的意见，但同时认为，浓江农场耕地生产规模小，在有限的生产环境里加工设施规模也不得不小。再加上周围有前进、勤得利农场等大农场，首先充分利用这些农场的设施是较经济的，调查团认为该问题应作为一个地域经济来考虑。浓江方面也表示要就这点进一步交换意见。调查团也表示理解。

5. 调查团委托总局方面进行的调查，进展情况确认如下：

地形图（1万分之1）：完成

地下水抽水试验：友谊农场试验正在进行中。

浓江农场预定本月下旬完成。

水质试验：地表水已完成。地下水正在化验中。

土壤（友谊农场）：抽样结束，正在化验中。

动植物调查：完成。

总局介绍在第一次、第二次调查中受调查团委托的各种资料已收集完了。双方同意就收集资料的内容，由双方专家再进行确认。

6. 调查团要求总局配备中方专家和翻译。对此，总局表示专家已配备完毕，中方专家名单与以前一样。关于翻译的问题，总局表示，很难找到调查团所需水平的翻译。调查团表示英语翻译也可以，总局表示尽快配备。

7. 总局及调查团再次确认了JICA提供的调查用器材（车辆、测量器材、雨量计等）是在调查期间归JICA所有，借给总局使用的。调查团通知总局第一次调查时总局要求补充提供的测量仪器等器材，这次已带来了。另外，测量用三棱镜及三脚架保留在北京机场海关，将由农业部办理过关手续。调查团要求总局方面与农业部联系顺利办好手续。

8. 关于第二次现场调查时协议的技术交流研讨会

问题，双方同意在11月下旬(说明最终报告书草案)时，在佳木斯举行为期二天左右的研讨会。调查团要求总局就研讨内容进行研究，以便研讨会内容能满足总局要求。

9. 由于总局调查经费支出很大，要求日方研究资助。就此调查团表示本调查的原则是以[实施细则]为基础进行的，且日本国家预算现在还在审议中，调查团的预算也是用暂定预算，因此很难答复。

本纪要由以下四人签名确认。

日本国国际协力事业团
中华人民共和国事务所
藤谷 浩至

藤谷浩至

日本国国际协力事业团
本格调查团团长
本间 进



中华人民共和国黑龙江省
国营农场总局计划委员会主任
张 振 廷

张振廷

中华人民共和国黑龙江省
国营农场总局中方专家团长
高 家 义

高家义

一九九〇年十一月十三日

中間報告書 (2) 説明・協議会出席者

中国側

馬 学利	黒龍江省 国营農場総局	副総局長
張 振廷	黒龍江省 国营農場総局 計劃委員会	主任
候 培耀	黒龍江省 国营農場総局 計劃委員会	副主任
常 海	黒龍江省 国营農場総局 計劃委員会	経済師
高 家義	黒龍江 農墾勘测設計院 水利処	処長
諸 炎	黒龍江 農墾勘测設計院 水利処	高級工程師
陳 瑞祥	黒龍江 農墾勘测設計院 環評処	副処長
李 文芸	黒龍江 農墾勘测設計院 環評処	工程師
劉 斌	黒龍江省 国营農場総局 畜牧処	畜牧師
張 忠武	黒龍江省 国营農場総局 財務処	科長
周 建龍	黒龍江省 国营農場総局 經濟委員会	工程師
呉 居沛	濃江農場	書記
柳 景泉	濃江農場	副場長
時 培嶺	濃江農場	科長
楊 靈芝	黒龍江省 国营農場総局	翻訳

日本側

国際協力事業団中華人民共和国事務所

藤谷 浩至

実施調査団

本間 進	団長／総括
松浦 広好	副総括／灌漑・排水
佐々木 茂	地質・地下水
石川 尚	土壌・栽培
保田 博	畜産
馬場 淳	農業経営
小林 誠	施設計画
鈴木 越暢	環境
宮川 美代子	通訳
山下 智子	通訳
金 景	通訳

中華人民共和國 黑龍江省
国营農場典型区 農業綜合開發計画調査

現地報告書 (3) 説明・協議

協議議事録

1994年8月23日

日本国 国際協力事業団
中華人民共和國黑龍江省国营農業総局

中華人民共和国黒龍江省
国营農場典型区農業総合開発計画調査

現地調査報告書(3)の内容説明と協議

協議議事録

黒龍江省国营農場典型区農業総合開発計画調査団(以下調査団と言う)は、1992年9月18日に署名された本件実施に係わる実施細則及び協議議事録に基づいて、黒龍江省国营農場総局(以下総局と言う)に第3次現地調査結果をとりまとめた現地調査報告書(3)(典型区開発実施計画)を提出し、8月22日、23日の両日に亘り報告書の内容について説明、引き続き総局及び農場関係者と技術的事項に係わる協議を行った。また、最終報告書(案)説明時に2日間程度の日程で技術移転セミナーを開催することに関して、セミナーの内容等協議した。協議内容及び双方で確認した主要事項は以下のとおりである。

1. 総局、濃江農場並びに友誼農場は、典型区開発に対する大きな期待を表明し、現地調査報告書(3)に記載されている開発目標、開発基本方針、開発計画等の内容については基本的に合意した。
2. 濃江農場より開発後の生産活動に対する流動資金(営農資金)の手当ての問題、一部キャタピラー型トラクターの導入、勤得利農場から独立する前に無計画に建設された水路の埋め戻し・整地等に関し、本計画で取り扱うよう要望が出された。調査団はこれらの項目に対する対処方針、考え方を説明し、濃江農場側は了解した。
3. 友誼農場より農業機械更新の投資額、水産開発等の投資額が大きすぎる、農産加工の投資額が少ない、農業生産量・生産価格が高く、農業資材価格が低い等の事業費及び価格に関するコメントが出された。また、農村インフラ整備に関連して将来想定人口が多すぎる、全員を場直に住まわせるのは実情に合わない等のコメントが出された。
調査団はこれらの点につき、計画の内容、対処処置を更に詳しく説明した。経済分析、財務分析については、最終報告書(案)により分かりやすく記し、且つ細部の内訳が明確に参照できるよう計算書等を添付することを約束した。
4. 総局より以下のコメント及び要望事項が出された。
 - ① 全体経済評価だけでなく、各計画個別についても経済評価が必要である。
 - ② 自己資金調達能力に配慮し事業費に占める外貨分を60%以上にしてほしい。
 - ③ 最終報告書には、勧告として、「今後、詳細設計等において、更に調査・検討を行ない、実質的且つ実情に即した計画に修正する課題が残っている」旨明記して

欲しいと要望した。

調査団は、①、③点について同意し、②については今後細部を検討、できるだけ期待に添えるよう努力する旨応え、総局はこれに同意した。

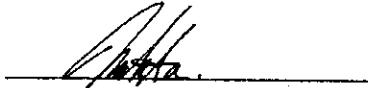
5. 調査団側より総局に日本側に期待するセミナーの講演内容に付き早急に詰めるよう要求し、総局は同意した。

この議事録は、以下の4者の署名により確認されたものとする。

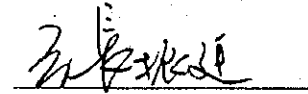
日本国国際協力事業団
本格調査団団長
本 間 進



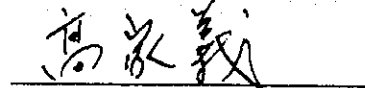
日本国国際協力事業団
本格調査団副団長
松 浦 広好



中華人民共和国黒龍江省
国営農場総局計画委员会主任
張 振 廷



中華人民共和国黒龍江省
国営農場総局中方專家団長
高 家 義



中华人民共和国黑龙江省
国营农场典型区农业综合开发计划调查
现场调查报告书(3)的内容说明和协议

纪 要

黑龙江省国营农场典型区农业综合开发调查团(以下简称调查团),根据1992年9月签署的有关本项目实施的实施细则和纪要,对第3次现场调查结果进行了整理,并将整理后的现场调查报告书(3)即典型区开发实施计划提交给了黑龙江省国营农场总局,于8月22日、23日两天就报告书的内容进行了说明,然后就有关技术性的事项和总局、农场有关人员进行了会谈,另外还对说明最终报告书时利用二天时间召开技术交流研讨会的内容等进行了协商。协议内容及双方确认的主要事项如下:

1. 总局、浓江农场及友谊农场农委对典型区开发报有很大希望,基本同意了现场调查报告书(3)中的开发目标、开发基本方针、开发计划等内容。
2. 浓江农场希望在本计划中,就开发后生产活动中的活动资金(农业生产资金)、链轨式拖拉机和轮式拖拉机的配备比例、平整从勃得利农场独立前无规划地建设的水渠所需要的费用问题,给予考虑处理。调查团对这些问题的相应处理方针、想法进行了说明,浓江农场对此表示理解。
3. 友谊农场指出了本计划书中农业机械更新的投资额偏高,水产开发投资额偏高、农产品加工投资额少,粮食产量及价格高,农业生产资料价格低等有关项目费用和价格方面的疑问,另外还指出了关于农村基本建设项目中,对将来的人口估算过多,让全部人口集中居住在场直不符合实际等意见。

对于这些问题,调查团就计划的内容,相应的处理进一步地做了

详细说明，并表示把经济分析和财务分析部分详细、易地编写在最终报告书(草案)里面，而且把各细节部分的明细做为附件附在后面，以便对照、参考。

4、总局方面提出以下意见和要求：

- ①、不仅要对项目进行整体评价，而且有必要对各计划分别进行经济评价。
- ②、考虑自筹资金的筹备能力问题，希望外币占项目费用的比例在60%以上。
- ③、在最终报告书中做为说明，写上“今后在可行分析、详细设计时，还要进一步进行调查研究，对计划还应进行修整、完善，使其内容更切合实际”。

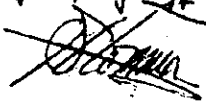
调查团同意了第①、③项意见，关于第②项建议，表示今后还要对此做更细致地研究，争取尽量满足要求，总局对此表示同意。

5、调查团提出希望总局尽早提供技术研讨会中期待日方专家讲演的内容，总局表示同意。

本协议纪要由以下四名签字、确认。

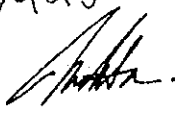
日本国国际协力事业团

正式调查团团长


本间 通


日本国国际协力事业团

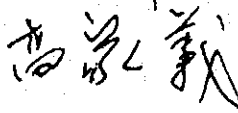
正式调查团副团长

松浦 广子


中华人民共和国黑龙江省
国营农场总局计划委员会主任

方长 振


中华人民共和国黑龙江省
国营农场总局中方专家团长

高崇 毅


中 華 人 民 共 和 国
黒 龍 江 省 国 営 農 場 典 型 区
農 業 総 合 開 発 計 画 調 査

最 終 報 告 書 (案)
協 議 議 事 録

1994年11月23日

日 本 国 国 際 協 力 事 業 団
中 華 人 民 共 和 国 黒 龍 江 省 国 営 農 場 総 局

中華人民共和国 黒龍江省
国营農場典型区農業総合開発計画調査
最終報告書（案）の説明と協議

協議議事録

黒龍江省国营農場典型区農業総合開発計画調査実施調査団（以下調査団と言う）は、1992年9月18日に署名された本件実施に係わる実施細則及び協議議事録に基づいて、黒龍江省国营農場総局（以下総局と言う）に最終報告書（案）30部を提出し、1994年11月21日及び22日の両日に亘り報告書（案）の内容について説明を行った。

引き続き、典型区地域の開発計画最終案の内容について協議を行い、最終報告書（案）の内容について日中双方は基本的に合意した。

協議の中で日中双方が確認した主要事項は以下の通りである。

1. 総局から環境保全対策事項について更に情況説明を追記して欲しいとの要請があった。調査団はこれを了承し、最終報告書の作成の中に国营農場地域に於ける農業開発が環境問題に対し十分配慮されている旨記述することを約束した。
2. 最終報告書（案）の内容につき、さらにコメントがあれば、1か月以内に、国際協力事業団中国事務所宛書面でコメントを出すことを確認した。
3. 調査用機材については既に譲与の要請書を提出しているが、中国側より再度譲与の要請があった。調査団としてはこの意向を日本国政府に伝える旨、伝えた。

この議事録は以下の4者の署名により、確認されたものとする。

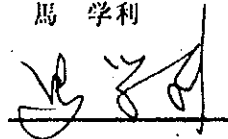
日本国 国際協力事業団
実施調査団 団長

本間 進



中華人民共和国 黒龍江省
国营農場総局 副局長

馬 学利



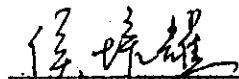
日本国 国際協力事業団
現地作業監理調査団 総括

酒井 豊



中華人民共和国黒龍江省
国营農場総局 計画委員会 副主任

侯 培耀



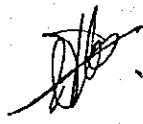

最終報告書（案）説明・協議出席者

日本側（説明・協議調査団）

木間 進	総括／組織・諸制度
松浦 広好	副総括／灌漑・排水
森丘 直人	農業経済・事業評価
宮川 美代子	通訳
金 景	通訳
酒井 豊	現地作業監理調査団 農林水産省畜産局家畜生産課
魚屋 将	JICA農林水産開発調査部農業開発調査課 調査監理

中 国 側

馬 学利	黒龍江省国营農場総局	副総局長
候 培耀	黒龍江省国营農場総局	計画委員会 副主任
楊 健	黒龍江省国营農場総局	計画委員会 科長
蔣 華	黒龍江省国营農場総局	計画委員会 科長
常 海	黒龍江省国营農場総局	計画委員会 経済師
高 家義	黒龍江省農墾勘测设计院	処長 高級工程師
陳 瑞祥	黒龍江省農墾勘测设计院	副処長 高級工程師
諸 炎	黒龍江省農墾勘测设计院	高級工程師
李 文芸	黒龍江省農墾勘测设计院	工程師
劉 斌	黒龍江省国营農場総局	畜牧処 科員
柳 景権	濃江農場	副場長 工程師
時 培嶺	濃江農場	計画科長 助理工程師
白 迎科	友誼農場	書記
邻 實	友誼農場	副場長
趙 廣民	友誼農場	第四分場 分場長
劉 士富	友誼農場	財務科
朱 玉貴	友誼農場	計画科
陳 宇華	総局外事弁公室	通訳



 酒井 信

中华人民共和国黑龙江省
国营农场典型区农业综合开发计划调查
最终报告书（草案）的说明和协议
会谈纪要

根据1992年9月18日签署的本调查实施细则及会谈纪要，黑龙江省国营农场典型区农业综合开发计划调查实施调查团（以下简称调查团）向黑龙江省国营农场总局（以下称总局）提交了30份最终报告书（草案）并于1994年11月21日、22日两天就报告书（草案）的内容进行了说明。然后就典型区的开发计划最终草案的内容进行了协商，日中双方基本同意最终报告书（草案）的内容。

通过洽谈，双方确认主要事项如下：

1、总局提出希望报告书中增加一些有关环境保护的内容，调查团对此表示理解同意在编写最终报告书时，将国营农场地区农业综合开发的有关环保问题加以详细叙述。

2、商定如果中方对最终报告书（草案）的内容有何意见，在一个月之内，以书面形式向国际协力事业团中国事务所提出。

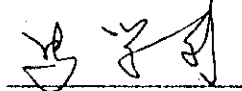
3、关于调查用器材，中方已提交过申请明细，这次洽谈中再次提出了申请。调查团表示将此意转告给日本政府。

本会谈纪要由以下四名人员签字确认。

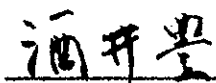
日本国国际协力事业团
实施调查团 团长



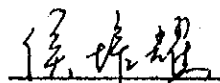
中华人民共和国黑龙江省
国营农场总局 副局长

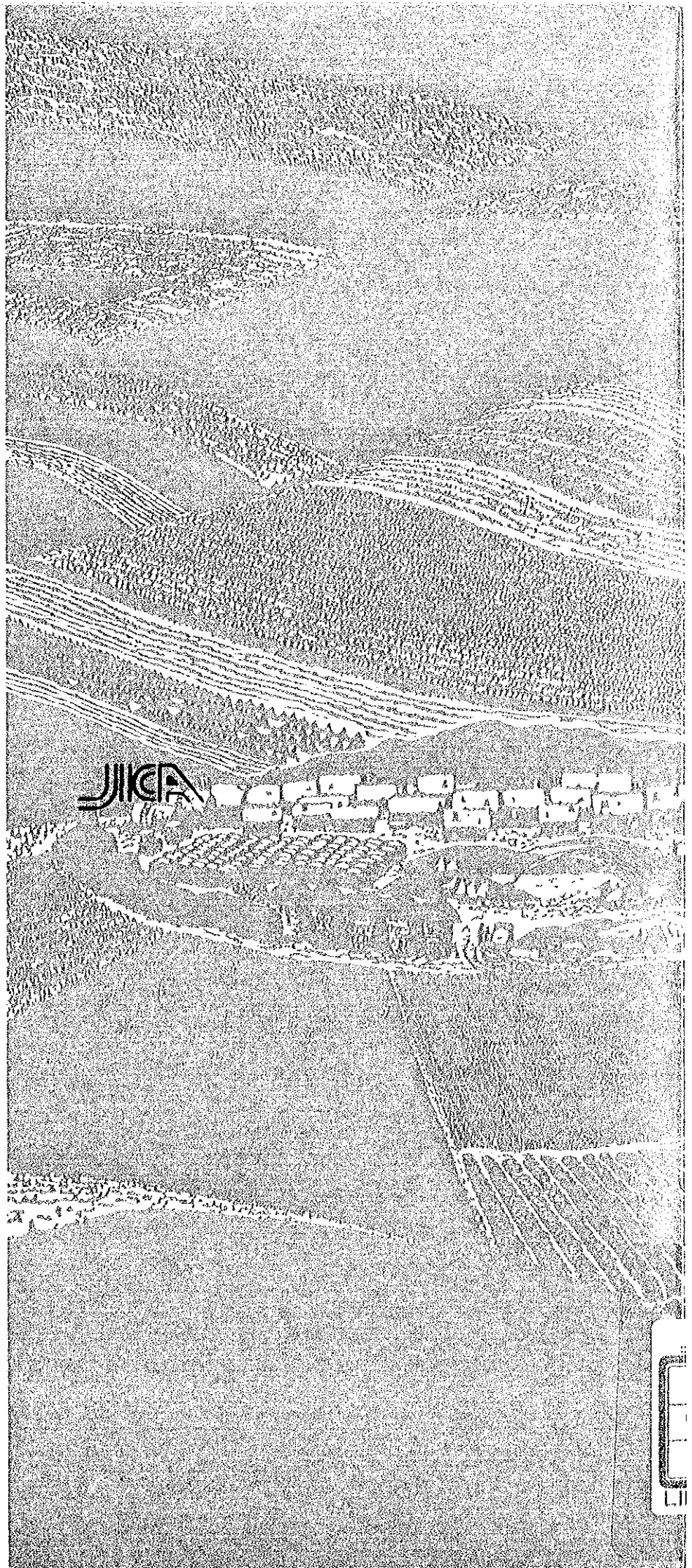


日本国国际协力事业团
现场作业监理调查团总括



中华人民共和国黑龙江省
国营农场总局计划委员会 副主任





JICA

